



衆議院議員 藤丸敏代議士に予算要望

福岡県議会議員

きりあけ和久 県政報告 第15号

ご挨拶

皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して一年が経過し、世界では累計感染者数が一億人を突破し、感染力が強いウイルス変異種の確認も相次いでおります。

一方、国内においても大都市に感染が広がっており、全国に広がる前に対策する必要から、我が福岡県も含めた十一都府県に「新型コロナウイルス特別措置法に基づき緊急事態宣言」が出されました。

福岡県では、昨年十二月以降、新規陽性者数の増加傾向が顕著となり、十二月十二日に「福岡コロナ警報」を発動し感染防止対策の徹底をお願いしてきましたが、昨年の十二月二十三日以降、一〇〇人を超え続けており、累計陽性者数は、一万六〇〇〇人（一月三十一日現在）を超えております。一月五日から十日までの直近一週間とその前の一週間を比べると、陽性者数が二倍に増加しており、医療提供体制の逼迫が懸念されること、九州各県の感染状況から福岡県の感染拡大を抑える必要があること、短期集中的に対策を講じて全国的に封じ込めを図りたいこと等の理由から、一月十三日に国は本県を「緊急事態宣言の対象区域」に追加いたしました。

県民の皆様には、一月十四日

福岡県議会議員

桐明 和久

から二月七日までの間、不要不急の外出の自粛、特に二十時以降の外出自粛の徹底などを、飲食店の皆様には、一月十六日から二月七日までの間、二十時までの営業時間短縮と酒類の提供を十一時から十九時までとすることを要請しております。今回、営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者に対しては、協力を金銭を給付することとしており、一月十五日に臨時議会を開会し、補正予算一般会計で六六九億一三〇〇万円余を審議可決しました。その結果、一般会計の総額は、二兆二八六億八〇〇〇万円余となります。

これまでも、県民及び事業者の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、今回の国の宣言対象区域と判断された以上は、一刻も早く感染拡大に歯止めをかけるべく、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



大濠公園飲食施設 「大濠テラス 八女茶と日本庭園と。」

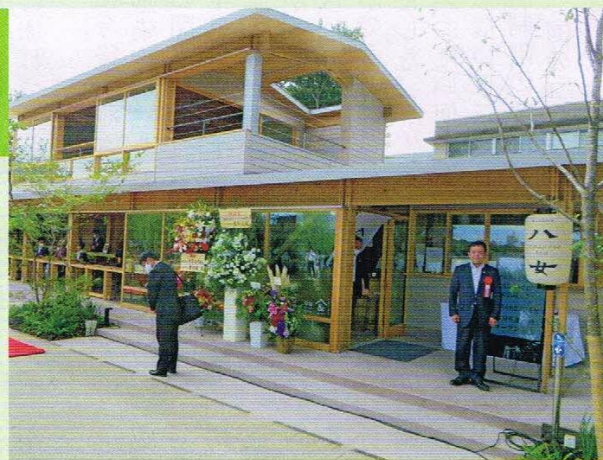
オープン記念式典開催（令和2年9月2日）

大濠公園南側エリアに、八女茶をテーマとした和風建築のカフェが新たにオープンしました。

県では、日本庭園を含む大濠公園南側エリアの活性化を図るために、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して福岡県と民間事業者が連携し、八女茶をテーマとした飲食施設「大濠テラス 八女茶と日本庭園と。」を日本庭園西側に新設しました。

大濠テラスでは、八女茶を中心に県内の様々な県産品を使用した多彩なメニューを楽しめるカフェ、県産品の販売、レンタル着物などを通して、福岡県が誇る様々な魅力を発信してまいります。

（Park-PFIを活用することで、



公園に飲食店等を設置する場合には、従来では「最大10年間の設置期間」となるのが、「最大20年間の設置期間」を認めることができます。また、公園の建ぺい率は、法令、政令、条例で定められており、便益施設は公園面積の2%しか建築することが出来ませんが、施設によってその上限が12%まで建築出来ることになり、新たな魅力となる公園施設を整備することが出来るようになります）



令和二年六月議会

一般質問 (六月十五日)

新型コロナウイルス感染症の拡大抑止と社会経済活動の両立を図る
「新しい生活様式」について

桐明

本議会においては、各会派の代表質問や本日から一般質問においても、多くの議員の皆様が新型コロナウイルス感染症に関する質問をおこなわれております。

日常的な生活を取り戻すためには、安全で効果的な治療薬とワクチンが開発され、大量に使用できるようにならない限り、新型コロナウイルス感染症との戦いは続くこととみられており、これまでは、国内の感染拡大を抑止し、医療現場の逼迫を招かないための方策が最優先とされてきました。

本県は、四月七日に「緊急事態宣言」の対象区域となり、四月十六日には、特に重点的に感染拡大防止に向けた取り組みが必要とされる「特定警戒都道府県」に指定されましたが、県民の皆様のご協力により、国の「緊急事態宣言の解除」を受けて、五月十五日からは、一部を除き、休業要請の解除をすることができました。国においても五月二十五日に「緊急事態宣言」の全面解除が行われました。

緊急事態宣言の解除により、コロナウイルスの存在を前提とした日常生活や経済活動を段階的に引き上げていく動きが始まっており、県民の中にはコロナウイルスとの共生の中で、今後どのような生活や経済活動を行えば良いのかが課題となっております。

そこでまず、六月四日に開催された全国知事会において、国への提言と併せて「日本再生宣言」がなされたと聞いておりますが、どのような内容なのか、お尋ねします。また、福岡県知事としての考えをお聞かせください。

小川知事

提言では、国に対して引き続き感染症の拡大を阻止しながら緊急経済対策を迅速かつ確実に遂行し、地方創生を再加速するよう求め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充、一極集中に伴う感染拡大リスクの減少・回避及び地方分散の必要性などを要請しました。

また、感染予防と社会経済活動の段階的な再開の両立を目指し、各県と情報を共有しながら、現行制度の見直しや運用の改善を検討し、「地域から日本を再生する」新たな時代を作っていくための「日本再生宣言」を行いました。本県は、四月七日に最初の七都府県として「緊急事態宣言」の対象となり、五月十四日にいち早く解除されました。その間の経過と取り組みを改めて思い起こし、これからこれまでの経験を活かし、新型コロナウイルスと向き合いながら社会経済活動のレベルを徐々に上げていく新しい段階に入ったと考えております。

桐明

次に、国と地方自治体との関係についてお聞きします。

今回の新型コロナウイルス対策では、感染予防対策や地域経済の支えなど、様々な施策が一刻の猶予もなく求められました。休業要請や保障の在り方を巡り、国と地方の間で軋轢が生じるなど、地方自治体の役割の重要性、特に知事のリーダーシップが注目されました。中でも、政府が四月七日に出した

緊急事態宣言を受け、東京都は、都の現状を考え、感染リスクを最小限に抑えるために、休業要請対象業種に理髪店や居酒屋等を含める考えを示したのに対し、国から待ったがかかり、最終的に休業要請対象から外し、営業時間の短縮に変更しました。このことは、地方自治体は、国の指示に従うものとの印象を国民に強く与えたとされております。

一方、休業補償において国は、「施設の休業補償はできない」としてきまりましたが、二〇二〇年度の補正予算に、事業継続の支えを目的とした「持続化給付金」を盛り込み、また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」においては、当初は休業補償には使えないと説明していましたが、都道府県知事からの休業要請を受け入れた事業者への支援金に使うことが認められました。

他にも地方自治体独自の新型コロナウイルス対策として、国の基準と関係なくPCR検査を実施し、二月に発生した集団感染の封じ込めに成功した県や、地域独自で緊急事態宣言や小中学校の一斉休校を打ち出した例もありました。

今回の例を見ても日本の地方分権は、国と地方の責任の所在が曖昧な部分があり、今回のような緊急かつ



異例な時にそうした矛盾が顕在化します。これまで幾度となく地方分権の取り組みが行われてきましたが、日本はまだまだ中央集権が強く、各都道府県と市町村を色々な面で縛っております。

地方自治の原点は、方針・助言は国が示し、現場での事、個別の対応は地方自治体に任せるべきであると思いませんし、現場では都道府県知事が責任を持ち、指導力のある知事であれば地方独自の施策を講じることは難しいと言われております。

今回の新型コロナウイルス対策を巡る国と地方の軋轢の解消は、国の曖昧な地方分権に課題があると考えますが、知事の考えをお聞かせします。

小川知事

全国知事会でも発言しましたが、今回、国民は、「一極集中のリスクを改めて実感し、価値観も変わってきているはずである。今こそ、地方がその受け皿とならなくてはいけない」と考えます。福岡県の地域経済と雇用を立て直し、その受け皿となり、福岡県から日本の再生に貢献していきたいと決意を新たにしながら、先に述べましたように、全国知事会の提言と宣言に加わったところであり、

桐明

次に今後予測されるコロナウイルス感染症第二波の流行対策についてお聞きします。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が四月七日に出されましたが、その後の国民の協力により、恐れられていた感染爆発を逃れることができ、ほぼ一月半ぶりに解除されました。しかし、専門家の中では、「いつたい何が効いたのか、よくわからない」と言われています。

外出制限の前提となった「八割自粛」は、国のコロナウイルス感染症対策専門家会議で、「人と人との接

触を減らす数値目標であったのが、携帯電話の位置情報や通信アプリ、交通系ICカード等の機能を活用し集められたデータ等により、国民にわかりやすく数値化され、「人の流れの削減・外出の自粛」につながったとも言われています。

しかし一方で、「密」の状況を測る指標として、位置情報データが活用されていますが、実態とずれるケースがあり、国の公表データに自治体が抗議する事態が起きています。新型コロナウイルス対策の関連サイトに掲載された、四月二十七日の大分県別府駅周辺の滞在人口が、感染拡大前より二割増えた」とのデータに対して、別府市長が「別府駅の四月の乗降客は前月と比べて八割減少している」と指摘し、国の内閣官房に強い不快感を表明し、その後同サイトから削除されたとの事でもあります。

また、福岡市の天神駅周辺でもデータを収集する三社では、十一ポイントの差があったとされています。データはあらゆる経済活動の基礎になります。データを使うには、実態とずれを生む集計もあり、地域の特性や人口分布、どんな手段で使うかなど考慮して使うべきであるとされています。

見えないコロナウイルスへの脅威に対し、また、海外からの日本に対する「安全・安心への信頼」のためにも、国においては予測される第二波に対して、日本の感染者と死亡者数など、海外に比べると比較的少なく済んでいる現状の原因を早急に分析・検証されると思いますが、福岡県としてはどう対策を考えておられるのか、知事にお聞かせします。

小川知事

県では、県民の皆様様の生命、健康、生活を守ることを第一に考え、感染拡大の防止を図るため、四月七日の

緊急事態宣言以降、外出の自粛や施設の休業等についてお願いしてきましたが、多くの県民、事業者の皆様にご理解、ご協力をいただきました。また、最前線で医療に従事される皆様に自らの感染リスクを顧みず、治療や看護等に奮闘いただいたのをはじめ多くの皆様に、様々な現場で社会を支えていただきました。このようなコロナとの戦いに打ち勝とうという皆様の思いと行動がいち早い緊急事態宣言の解除につながったと考えております。皆様には、改めて感謝申し上げます。

桐明

次に、人と動物の共通感染症対策についてお聞きします。

人の感染症の内、約六割が人獣共通とされており、今後もまだ多くの人に影響を及ぼすウイルス感染症が発生してくるものと予想されます。その原因の一つとして、動物物が生息する自然環境の保護等の環境対策や密輸されるペット等により持ち込まれるウイルス感染症の及ぼす影響などについての、国民の意識の低さが問題とされています。

野生生物取引監視団体の報告によると、二〇〇七年から二〇一八年の十二年間に計七十八件、一一六一匹が違法な輸入として税関に差し止められていると報告されています。日本は、愛好家が多く、違法に持ち込んでも刑罰が軽微として、アジア地域からの密輸目的となっており、一件当たりの動物の推定市場価格は、最高で一一五〇万円に上り、犯罪収益となっていると指摘されています。差し止められた一一六一匹の中には、新型コロナウイルスの起源とみられているコウモリやサルといった病原体を媒介し、人間に感染するリスクが高い東南アジアなどからの計一九五匹も含まれてい

ると報告されています。現状では、税関をすりぬけさえすれば販売者に合法性を証明する義務はなく、知らない間に病原体が持ち込まれ、取引過程でまん延する危険性があるとして、国や業界に対して規制強化を呼びかけていますが、アジアの玄関口としての福岡県の現状認識と対応についてお聞きします。

小川知事

人に感染することが知られている感染症は、一四一五種あり、このうち八六八種が人獣共通感染症であるとされています。例えば、昨年一年間に蚊が媒介するデング熱が全国で四六一件、本県で十六件、マダニが媒介するSFTSが全国で一〇一件、本県で六件確認されています。また、現在大きな問題となっている新型コロナウイルス感染症も、人獣共通感染症のひとつであります。県では、人獣共通感染症が動物から人に感染した場合に迅速な診断につなげられるよう、平成二十六年から動物における病原体の保有状況をモニタリングしております。その結果、トキソプラズマ感染症など、人獣共通感染症の病原体が愛玩動物でも確認されており、これらの調査結果については、

医療関係者に情報提供するとともに、講習会の資料や啓発用ポスターの内容に反映させて、人獣共通感染症の啓発に努めてまいりました。人獣共通感染症の発生を予防するためには、人の健康、環境の保全は相互につながっており、関係する学術分野が連携してその課題解決に当たるときは、ワンヘルスの理念を広く県民に周知することが重要と考えます。このため、平成二十六年から県民向けのシンポジウムを開催し、その周知を図ってきたところであり、今後、動物愛護フェス

イバル」を通じて子ども達への啓発を行うとともに、今年度新たに開催する「ワンヘルス体験型イベント」や「ワンヘルス国際フォーラム」を通じて県民への更なる周知・啓発を図ってまいります。

桐明

次に、経済活動の段階的な再開についてお聞きします。

外出自粛により、人・ものの動きが止まり、経済活動に多大な影響が生じております。

民間の調査によると政府が五月二十五日に緊急事態宣言を全面的に解除した後も外出に抵抗があると答えた人が七割に上ると報告されています。

県内においては、感染防止対策の基本である三密の回避、手洗い等の消毒、マスクの着用は基本として、本県の六十市町村、それぞれの地域の状況に応じた経済活動を段階的に進めていく必要があります。他県では、感染防止対策に取り組む店舗を認証する制度の導入や県のホームページに掲載したり、「コロナ対策宣言店」としてポスターやフラッグの配布をするなど、感染防止と経済活動の両立を後押しする動きが進められています。

福岡県においても、感染拡大を防止しながらもしっかりと推し進める支援が必要と考えますが、知事の考えをお聞きします。また、合わせて県内市町村との連携はどのようなようになっているのか、お聞きします。

小川知事

今後は新たな段階として、感染の再拡大を防ぎながら社会経済活動のレベルを徐々に上げていく事になります。このため、市町村に対しては「情報提供サイト」を通じて、県内の感染状況の情報を共有しながら役割分担し、また、相互に連携して新しい

時代にふさわしいイベント開催の目安や業種ごとの感染防止対策ガイドライン、「新しい生活様式」等について周知し、地域の実情にあった「新しい生活様式」の定着と社会経済活動のレベルアップを具体化してまいります。社会経済活動のレベルが上がるとのに伴い、県境を越えた出張や観光も増えてまいります。さらに、PCR検査をはじめ医療提供における九州・山口での相互協力、九州地方知事会議や九州地域戦略会議の地方創生の取り組みなど、広域での連携も加わっており、社会経済活動が一層活発になってまいります。その際、隣接した県同士では、それぞれの感染状況について情報共有することが重要であります。感染の再拡大を防ぎながら広域での経済活動のレベルを上げていき、ここ九州から再生を果たしていきたいと考えております。

桐明

新型コロナウイルスの感染拡大により、人の動きが制限された中で働き方改革として、テレワーク、ローテーション勤務等が進められ、また、オンライン会議により距離の概念も変わりつつあります。なかなか進まなかったテレワークが今回のコロナ感染防止対策として推進されています。

福岡県でも、今回の対応として進めておられますが、現在の状況と課題についてお聞きします。

小川知事

県では、出勤時における人との接触を低減する観点から、感染症対策や児童相談所の業務など、県民の生命や財産を守るために不可欠な業務に従事する者を除き、職員の在宅勤務を五割以上とする目標を掲げ、五月末まで取り組んできました。その結果、職員の年次休暇と合わせ、目標を上回る約六割の出勤者削減を実現

することができました。各所属や職員に調査を行ったところ、「庁内システムにアクセスできるパソコンや通信環境が整っていない」、「職場や関係機関との連絡・調整が難しい」という声が多く上がってきました。このため、補正予算により整備を進めている一〇〇〇台のモバイル端末、ウェブ会議システムを活用し、職場と同じ環境で業務を行える体制を整え、引き続き、出来る限り在宅勤務に取り組んでまいります。

桐明

今回は、特に密集した都市の危うさが強く感じられ、また、今後発生することが予測されている首都直下型地震、南海トラフ地震対策を考えたも、テレワークにより仕事・働き方を都市部から地方へ分散することにより、地方への人の移動による、地方での雇用環境の推進が必要と考えます。また、知事も全国知事会の中で、一極集中の是正を求める意見が出る中で、「過度な人口・企業集中のリスクを実感した」と述べられています。

そこで、県内企業におけるテレワーク導入の更なる促進が必要と考えますが、知事の考えをお聞きします。

小川知事

今回の新型コロナウイルス感染症が社会経済に与えている大きな影響を目の当たりにして、都市部への過度な人口や機能の集中、それに伴うリスクの高さを改めて実感したところでもあります。今後、地方への新しい人の流れを作り、更なる地方創生を図るため、また、働き方改革や事業継続の観点からもテレワークの普及に努める必要があると考えます。これまで県では、県内企業を対象にテレワークセミナーを開催するとともに国の助成金や専門家派遣等の支援



の具体的な県の支援についてお聞きします。

小川知事
感染症に対する不安を取り除くため、まずは、宿泊施設における衛生対策をしっかりと行っていく事が必要となります。そのため、宿泊事業者が行う感染症対策に対する助成制度を新たに設け、支援を行っております。また、今後の観光は、三密を避ける観点から自然豊かな地方部を少人数で観光するスタイルへと変化していくものと考えます。そのため、国が予定している大型キャンペーンに先行して、まずは、県民を含む九州在住者に県内での宿泊や周遊を促す県独自の観光需要喚起策を実施していく考えであります。併せて、三密を避け、地方部への周遊を促す観点から、レンタカー助成も実施してまいります。さらに、旅行者の移動が全国的に可能となる八月以降は、国のキャンペーン効果を最大限に活用するため、県独自の宿泊やレンタカーの助成などの観光振興事業を実施してまいります。加えて、体験・交流・滞在型の観光資源の開発など、新たな観光スタイルにも効果が期待できる事業やSNSを活用した情報発信事業にも、しっかりと取り組んでまいります。

策の周知に努めてきました。これらに加え、今年度新たにテレワーク相談窓口を設置し、労務管理や助成金の活用に関する助言、テレワーク導入に必要なシステムの紹介等を行ってまいります。

桐明
次に、観光関連産業の支援についてお聞きします。

人の移動の自粛により、多くの観光関連の事業者が多大な影響を受けております。一方で、自粛疲れによる、ストレスのある生活からの解放などニーズは多くあり、旅行への期待は大きいと考えます。まずは、感染リスクへの不安を持つ顧客のニーズに対して、しっかりと対応し応えていく事ですが、最優先されるのは、観光が感染拡大につながる事ではありません。

そこで、本県に観光客を呼び戻すためには、宿泊施設などにおける安全対策の徹底や三密を避けるなど安全・安心な対応のPRや、自家用車などでおいでいただける近場な県内外からの観光客の誘致など、小規模個室・ゆつくりと滞在できる施設等により、リピーターとなつていただける観光客の誘致が重要と考えます。コロナに対応した観光関連産業へ

のホームページの実践例を見ましたが、感染防止の三つの基本や移動時の注意など注意すべきことは理解できますが、経済活動を段階的に再開する移行期間が五月二十五日から始まっておりますが、私の地元でも、会場はほとんど中止または、紙上議決で行われており、コロナウイルス感染症に対する不安が優先し、七月まではすべて中止とされている団体もあります。経済活動を県内で段階的に進めていくには、県内市町村と連携しての周知徹底が必要と考えますが、知事の考えをお聞きします。

小川知事

治療薬やワクチンが出来るまで、新型コロナウイルス感染症とは長く向き合っていく事になります。このため、「新しい生活様式」であるマスク、手洗い、人との距離、三密の回避や日常生活の場面に応じた新しいスタイルを実践して行くことは、感染拡大を予防する上で、非常に重要であると考えます。国が示す実践例には、「新しい生活様式」の具体的な内容が、生活の場面ごとに詳細に挙げられております。そこで、県では、県民の皆様が、それぞれの日常生活に於いて実践しやすいよう、ポイントを絞り、県のホームページにおいて、イラストを使ってわかりやすく紹介しております。また、各戸配布広報誌の「福岡県だより」への掲載や、県内四ヶ所のデジタルサイネージでの放映、県内主要二十三駅へのポスターの掲示等を通じ、周知に取り組んでおります。特に、これからの季節は、熱中症にも注意する必要があります。今後の周知に当たっては、「屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、マスクをはずす」等の状況に応じた対応も含め、県民の皆様に分かりやすく示しながら、「新しい生活様式」の定義が図られるよう、取り組んでま

いります。

桐明

要望いたします。今後予想されます第二波についての対策について質問しましたが、知事の答弁は、「多くの県民、事業者の皆様にご理解、ご協力をいただき改めて感謝申し上げる」との事でしたが、私は「今回、海外と比較して感染者が低くなっている原因を検証すべきである」との質問をいたしました。

今日のニュースで東京都は、対策本部会議でコロナの第二波に備え多面的に検討し、七月に第二波への対策全体像をまとめる方針であるとの事でした。ぜひ福岡県でも予測されます第二波に対し対策を検討し、県民に向けて方針を示していただきませう。要望いたします。

次に、「新しい生活様式について」ですが、新たな段階として「密集、密閉、密接の三密の回避」による感染予防対策を取りながら、経済活動のレベルを段階的に上げていくとの事ですが、一番の不安は、県内でもコロナの感染者が発生していない市町村では、「感染者の第一号になりたくない」との事であり、どんなに自分で注意をしても無症状の方がおられ、経済活動の中で人と人との交流活動が始まると、いつ、どこで発生してもおかしくありません。一度発生すると情報が拡散し、感染した本人はもとより、家族や関係者、企業等へも多大な被害が発生しております。

県におかれましては、市町村との更なる連携をとっていただき、県民への注意喚起と同時に、発生した時の感染者や周囲への被害対策も併せて、コロナウイルスとの共生の「新たな生活様式」がスタートしている事へのしっかりとした広報等の対策を要望し質問を終わります。

令和二年度 決算特別委員会
(九月二十四日～十月十二日)
福岡県総合計画について
(企画・地域振興部)

桐明

令和元年度福岡県総合計画に掲げる数値目標の進捗状況は、一五六件中順調に進捗しているもの一二六件、努力が必要なもの三〇件となっております。努力が必要なものとなつている原因の一つに、新型コロナウイルス感染症の影響が上げられております。また、令和二年度県民意識調査報告書によると、県民の幸福実感の平均点は、六・六九(前年度六・五九)と増加になっており、性別でも、男性の平均点が、六・五二(前年度六・三五)、女性が六・八四(前年度六・七八)と増加となっております。年代別でも、五〇代以外は、三〇代の六・八五(前年度六・七九)を最高にそれぞれの年代が増加しております。地域別でも福岡地区の六・八〇(前年度六・七一)を最高に県内四つの全地域で増加しており、福岡県での幸福実感が増加したとの結果が報告されております。

一方、九月十一日の報道によると、内閣府の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で満足度は、一〇点満点中四・四八点となり、感染拡大前の五・九六点から一・四八点低下し、五点を下回ったのは、比較可能な二〇〇五年以降で初めてとされており、新型コロナウイルスの感染拡大で生活の満足度が大きく下がっていることとされております。この内閣府の調査は五月二十五日～六月五日にオンラインで全国一万人から回答を得たとされており、一方県の調査は、令和二年七月十日～八月三日とされており、回収数は、一九〇二件

で、四七・六%とされており、
 そこでまずお聞きしますが、全国
 と福岡県のこのデータ結果について
 の県の見解をお聞かせいただけますか。

四月七日 福岡県が緊急事態宣言
 の対象区域となる。
 (外出自粛・施設の休業等のお願い
 をする)

四月十六日 特に重点的に感染拡
 大防止に向けた取り組みが必要とさ
 れる特定警戒都道府県に指定され
 る。

五月十四日 国の「緊急事態宣言
 の解除」を受け、一部を除き「休業要
 請の解除」を行う。

五月二十五日 国の緊急事態宣言
 の全面解除

(経済活動を段階的に再開する移
 行期間)

新型コロナウイルス感染症発生数
 によると、県全体では、七月三十一日
 が最多の一六九人、北九州市では、八
 月八日が最多の三十三人、福岡市が
 七月三十一日に最多の一六八人、そ
 れ以外の県内全体が、八月十三日に
 最多の五十九人となっており、調査
 の時期は、増加し始めてピークを迎
 える時期であります。

六月議会の一般質問でも発言しま
 したが、コロナが広がりがつづいて、感
 染経路の不明者も増加しつつあり、
 いつ感染してもおかしくない不安な
 時期、また、感染者がいない地域で
 は、一番目の感染者にはなりたくな
 い等県民は不安な時期であったと思
 います。併せて、県の見解をお聞きし
 ます。

総合政策課長

内閣府の調査は、緊急事態宣言の
 解除直後であり、休業要請や不要不
 急の外出自粛等、日常生活への影響
 を大きく実感した時期に実施されま
 した。質問の内容は、全体としての生
 活の満足・不満の程度、他、仕事や社

会とのつながり等の項目について新
 型コロナウイルス感染症の拡大前と
 影響下で、満足度の点数がそれぞれ
 何点になるかを比較する調査となっ
 ています。緊急事態宣言下では、外出
 自粛や飲食店の休業など、生活の不
 便は現実存在しており、これが生
 活満足度の下降に反映されていると
 考えられます。一方、県民意識調査で
 は、調査時点での幸福実感を把握す
 るものとなっております。県民意識
 調査は、五月十四日に本県の緊急事
 態宣言が解除されてから二ヶ月近く
 経過した七月十日から八月三日に実
 施しており、日常生活が徐々に以前
 の状況に戻りつつある時期であり、
 回答された方々が、生活が不便にな
 ったゆえにコロナ以前の暮らしに
 徐々に戻ってきた有難さ、また、これ
 まで気づくことのなかった普通に生
 活できる有難さを実感したとも考え
 られます。また、県民意識調査を実
 施した時期は、諸外国で感染拡大が統
 じていたことや東京において一日四
 ○〇人を超える感染者が出ている状
 況にあった一方、本県はそういった
 状況まで至っていないことも今
 回の本県の幸福実感が高くなってい
 る一因となったのではないかと考え
 ております。

桐明

次に、総合政策課の所管事務につ
 いてお聞きします。

事務分掌によると総合政策課は
 「調整班」、「重点政策班」、「政策推進
 班」の三つの班と「総務係」、「企画予
 算係」と二つの係で組織されていま
 す。

そこでお尋ねしますが、「調整班」、
 「重点政策班」、「政策推進班」は、それ
 ぞれどのような業務を行っているの
 かお聞きします。

また、この三つの班には、「知事が
 特に指定する事項の企画、調査、調整

等」という同じ内容が職責として位
 置づけられています。三つの班に
 同じミッションがあるのは何故なの
 かお聞きします。

具体的には小川知事就任後これま
 で、小川知事はそれぞれの班に対し
 てどのような内容を指示したのか、
 また、その業務報告も併せて、具体的
 にお答えください。

また、それらが知事就任十年を迎
 えておりますが、県行政の遂行にあ
 たって、実際の政策に結び付いたも
 のはあるのか、お聞きします。

総合政策課では、福岡県総合計画
 の実施状況・福岡県人口ビジョン・地
 方創生総合戦略の総括の資料を作っ
 てありますが、知事からの、県庁唯一
 の戦略・実施の司令塔の役割がある
 と考えますと現在の組織で良いのか
 疑問に思います。

実際の県の行政活動にあたって、
 企画、調査、調整等を行っているの
 は、各部で行っているものと認識し
 ています。単に総合政策課の人員確
 保のため位置づけられているとした
 ら言語道断であり、税金の無駄遣い
 であります。この際、定数削減を含め
 た所管事務を見直すべきだと思いま
 すが、いかがですか。

総合政策課長

総合政策課は、庁内各部間をはじ
 め、両政令都市との調整や国の各省
 庁への予算提言や要望などを通じ、
 県の重要施策を策定する県政の総合
 企画の役割を担うものと認識してお
 ります。そのため庁議や政策会議を
 主催し、その場での議論を通じて各
 種施策に関する知事の方針や意向が
 各部に周知、徹底されるようにする
 役割を担っています。また、知事の指
 示を受け県政の施策の方向を示し、
 行政運営の指針である「福岡県総合
 計画」や地方創生に向けた取組方向
 やそれを実現するための施策である

「総合戦略」を取りまとめ、その進捗
 管理を行っております。

桐明

次に、両政令市長とのトップ会談
 についてお聞きします。

総合政策課の役割として、「知事が
 指定する項目の企画、調査、調整」が
 あります。福岡県は、政令市を二つ持
 ちます。

県勢発展や県民福祉の向上は、両
 政令市との強い連携・強調は不可欠
 であります。最近でも、「宿泊税」の実
 現にあたっては、両政令市との調整
 が大きな課題となり、その際、小川知
 事と福岡市長とのトップ同士の話し
 合いの動向が注目されました。両政
 令市長とのトップ会談の窓口は、総
 合政策課と承知していますが、担当
 課長としての、その役割、職責に対す
 る認識をお聞きします。

また、課長となって約半年、これま
 でトップ会談は行われたのか、お聞
 きます。併せて課長として、トップ
 会談開催に向けてどのような行動を
 とったのか、お聞きします。特に、滞
 っているとされる福岡市長とのト
 ップ会談は重要であります。現在、福
 岡市との懸案事項はどのようなもの
 があるのか、総合政策課長は十分把
 握していると思えますので、具体的
 にお答えください。

総合政策課長

福岡・北九州の両政令市は、本県に
 とってなくてはならないエンジンで
 あり、様々な政策課題について連携
 協力していく事が必要と考えており
 ます。北九州市長とは例年トップ会
 談を行っており、福岡市長とも令和
 元年五月二十四日に、宿泊税とこと
 も医療費支給事業費等に係る県費補
 助金についての協議を行うため、ト
 ップ会談を実施しております。今年
 度の両政令都市との最大の懸案事項
 は、新型コロナウイルス感染症への

対応です。医療提供体制の構築や休
 業要請の継続、福岡コロナ警報の発
 動等について、両政令市や保健所設
 置市である久留米市や市長会、町村
 会を交えたトップ会談をこれまで計
 四回Web会議で開催しました。こ
 のWeb会議でのトップ会談という
 初めての試みに対し、関係市等との
 日程調整、実施方法の検討、関係部局
 との資料調整、現場の設営、会議の実
 施までの調整を行いました。今後も
 担当部局と密に連絡を取り合い、重
 要な政策について両政令市長とのト
 ップ会談による解決が必要となった
 場合には、調整に努めてまいります。

桐明

昨日の新聞によりますと、「福岡に
 国際金融拠点」との大きな見出し
 がありました。内容は、「福岡市に海
 外企業を誘致し、国際金融センタ
 ーとして発展させることをめざし、九
 州経済連合会や福岡市、九州大学な
 ど政財学界の十六団体・企業が二十
 九日、チーム福岡を発足させた」との
 事であり、チーム福岡の発足は、
 東京・関西等の国際金融拠点形成に
 意欲を示す他地域に先んじて、政財
 学界が一丸となった体制を作ったと
 いう点で意義を持つとされており、
 特に注目したのが、福岡市の高島市
 長と九州電力の池辺社長が連名で呼
 びかけ、両氏の信頼関係により実現
 したとの事であり、政府は、七月
 経済財政運営の基本方針「骨太の方
 針」に国際金融機能の誘致構想を盛
 り込んだとされており、他都市も名
 乗りを上げる中、高島市長は二十八
 日に上京し、菅首相、麻生副総理・財
 務大臣、西村経済再生担当大臣と会
 い、発足させる「チーム福岡」を紹
 介しています。発起人は、九州経済連合
 会の麻生会長、九州電力の池辺社長、
 高島市長となっております。

設立までの経緯の中には、福岡県



小川知事は、福岡県は、とは一言も出てきません。

そこでお尋ねしますが、知事はこの件に関し、何かかかわったのか、担当部署は何をしていたのか、お聞きします。

総合政策課長

国際金融センターの誘致につきましては、新聞報道があった八月十九日に、知事から指示を受け、東京事務所には国の情報を、また、香港事務所には現地の情報を収集するように総合政策課から指示をしました。また、両政令市の担当部署にも連絡し、情報共有を図っていく事を確認するとともに、庁内の関係課とも意見交換をし、県において勉強会の開催に向けての準備に取り掛かっています。九月二十三日に福岡市から連絡が入り、推進組織「TEAM FUKUOKA(チーム福岡)」の設立を考えていることから、ついでには知事の副会長、議長の顧問就任の依頼を受けました。そして一昨日の九月二十九日設立総会が開かれ、知事と議長が出席したところであり、総合政策課は、県庁全体の総合調整機能を有していることから、庁内各部署と連携を図りながら、国際金融センターの誘致に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

桐明

昨日、第七十代福岡県議会議長である吉松議長の就任祝賀会が開催さ

れました。当然その場には多くの県議会議員も出席していましたが、来賓挨拶で福岡市の高島市長は、高らかに国際金融センターの誘致についてとそのため設立された「チーム福岡」について経緯を語られました。私をはじめ出席していた県議会議員は、「福岡県は何をしているのか」と感じたと思います。今の説明では、到底納得がいきません。今回の国際金融センター誘致の担当すべき部署の責任者は誰なのか、責任はだれが取るのかお聞きします。

総合政策課長

責任は、全て私にあります。

桐明

今の発言では、全ての責任は私にあるとの事なので、責任を取って辞めるべきではないですか。委員長、取り計らいをお願いします。

栗原決算特別委員会委員長

理事の皆さんは、前に集まって下さい。

栗原決算特別委員会委員長

暫時休憩いたします。

翌日再会

栗原決算特別委員会委員長

企画・地域振興部長より発言があります。

企画・地域振興部長

的確な答弁が出来ず、審議日程を遅らせてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。極めて重要な事案であったにもかかわらず、一課長の立場であるような答弁を行ったことは、極めて不穏当なことであり、部長としてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

桐明

部長から、今そういう説明がなされましたが、課長はどう考えているのか、お聞きします。

総合政策課長

昨日の桐明委員の国際金融センター誘致に関する質問に対し、的確な答弁が出来なかつた事を深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。質問の意図を充分に理解せず、不穏当な答弁となったことをお詫びし、撤回させていただきま

桐明

では、最後に部長にお聞きします。福岡市とは連絡調整を行っていたということであれば、突然「TEAM FUKUOKA」が設立されたのは、担当課同士の信頼関係が問題なのか、その他どこが問題なのかお聞きします。

企画・地域振興部長

国際金融センターの誘致、それを県と市の協力関係のもと、どのような体制で進めるかというのは、担当職員レベルで判断できるものではないと考えます。県と政令市との連携構築は極めて重要なことであり、この事案については、県と福岡市の情報の共有はこれからも大切であり、この問題については、知事が先頭に立ち、その指揮・采配のもと全庁的に対応するという観点が重要であると考えます。

桐明

今部長の答弁にもありましたように、この問題については知事が先頭に立つて対応すべきであると考えますので知事の考えをお聞きしたいと思いますので、委員長、知事保留の手続きをお願いします。

栗原決算特別委員会委員長

桐明委員の知事保留質疑を認めます。知事保留質疑は、十月十二日に行う予定です。

桐明

質問を終わります。

知事保留質疑(十月十二日)

桐明

県総合計画を担当する総合政策課の三つの班の所管事務を見ると、「知事が指定する項目の企画、調査、調整する」という同じ職責を担うとされており、庁内の各部署を始め、両政令都市との調整など、県政策の推進、特に県の重要政策にあたっては、両政令市との連携構築は極めて重要であり、市長とのトップ会談は不可欠であることをこれまで知事に再三要望してきました。

その様な中、福岡を国際金融拠点として、「国際金融センター」の誘致を推進するために、「チーム福岡」が設立されたとの報道があり、その中で特に注目したのが、福岡市の高島市長と九州電力の池辺社長との信頼関係により実現したとのことであり、知事も出席されたことでもあります。知事も出席されておりましたが、第七十代吉松議長就任祝賀会において、出席されていた高島市長は、来賓挨拶の中で、このことを高らかに話されました。おそらく、私をはじめ出席されていた県議会議長の皆様は、県(知事)は、何をしているのだろうか、かと思つたに違いありません。

そこで先ず、今回の「国際金融センター」を誘致推進することに対して、県は何をしていたのか、どのような役割を果たしたのか、お聞きします。

小川知事

「TEAM FUKUOKA」発足に至るまでの経緯については、八月十九日の報道により、政府は関西圏と福岡県を候補地に挙げ外資系金融機関の誘致強化に乗り出す動きがあることを知り、直ちに所管課に対して国や香港事務所から情報を収集するとともに、誘致に向けた体制を検討するように指示をしました。証券取引所の存在や金融機関の集

積、オフィス環境、生活環境の充実度から、県と福岡市、経済界を中心とする「オール福岡」体制の構築が必要であると見え、九月二日に高島福岡市長に会った際に、「一緒に誘致をやる」と呼びかけました。また、九月二十日に西村経済財政運営担当大臣が来庁された際も、地域一体となって誘致に取り組んでいく事を伝え、国の支援を要請したところ、大臣から「アジアとの距離の近さが大きな魅力、福岡県、福岡市は新しい産業の誘致、振興、さらには外国人に活躍の場を広げる取り組みがなされている。福岡にはそういった強みがある」と述べられました。九月二十二日に、高島市長から推進組織「TEAM FUKUOKA(チーム福岡)」を設立したいとの申し出があり、県でも推進体制を検討していたことから、二重となることを避け一本化するために、担当部長に対し、どういうメンバー構成にするか直ちに検討し、福岡市と協議するように指示しました。そして、皆様ご存じの通り、九経連の麻生会長が会長に、私と高島市長が副会長となり、吉松議長を顧問とする産学官の推進組織が、二十九日に設立されることになりました。

桐明

次に、その誘致推進をする「チーム福岡」の役員として、知事は副会長、吉松議長は顧問に就任されておりますが、県としてどのような役割を果たすつもりなのか、お聞きします。

政府は、七月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」で、中国からの統制が強まっている香港に代わる国際金融都市の実現に向け、「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融都市の確立を目指す」としており、福岡は、まさにアジアとの距離感の近さ、これが大きな魅力であります。

そこでお聞きしますが、大体、このような国際的なプロジェクトでは、福岡県が主体性を持って推進しなければ、同じく候補地に挙げている大阪を中心とする関西圏に対抗できないのではないかと思います。知事の考えをお聞きます。

最後に、今までの国際金融センターの誘致についての取り組みに対する、知事の決意をお聞きます。

小川知事

国際金融センター誘致に向けた県の役割については、福岡県は、西日本屈指の人口と経済規模を有し、アジアの主要都市と結ぶ国際航空ネットワークや多様な産業、研究機関、教育機関の集積、自然災害や地震のリスクが少ないといった強みがあります。また、香港には県の事務所を設置しており、現地の最新情報を収集することができると考えます。このような福岡県の強みや総合力を生かし、国際的な金融機関や高度金融人材から選んでもらえるような魅力ある地域にしていく事が県の役割であると考えます。その上で、福岡市と連携・協力しながら、「TEAM FUKUOKA」を中心に産学官一体となって福岡の認知度を高めるためのプロモーション活動や医療、教育の充実、英語力の強化など、受け入れのための環境整備について取り組んでまいります。また、日本が国際金融センターになるためには、国も税制改正や在留資格の要件緩和といった規制改革等に大胆に取り組んで行く必要があります。こうした課題について、国に要請していくことも必要です。今後、県として、情報収集や知見を深めるための勉強会等も実施しながら、国際金融センターの誘致に向けて、全庁を挙げて、私自身が先頭に立って取り組んでまいります。

桐明

質問を終わります。

頻繁に発生する豪雨による河川災害 被害対策について
(県土整備部)

桐明

まず、河川災害についてお聞きします。

今日の豪雨による河川災害は、異常気象により、頻繁に発生しております。特に、近年の台風も大型の勢力のまま接近し、甚大な被害が発生しており、何よりも先ずは自らの命を守る避難行動が最優先で行われていきます。

気象庁は、先月の二十五日に、豪雨災害の原因となる「線状降水帯」が発生しつつある場合、二〇二一年から新たに「線状降水帯注意情報」を発表して注意を呼びかけるとしており、また、三十年を目標に、線状降水帯による集中豪雨を発生の日前からの高い確率で予測できるよう、解析・予測技術の改善に取り組むとしています。

私の地元八女市は、平成二十四年七月の豪雨により甚大な被害を受け、国、県のご尽力により、災害復旧事業が完了しました。ところが今年七月の豪雨により、完了した復旧箇所、矢部川の護岸や星野川の護岸等が再度被災しました。復旧した護岸が再度被災したことで、近くに住民は不安を感じています。

そこで質問ですが、今回、復旧工事が完了後に再度被災した箇所の護岸が崩れた原因と復旧方針についてお聞きします。

河川整備課長

今回の豪雨による護岸の被害は、前回の被災時よりさらに護岸基礎周辺の河床が洗掘されたことにより、護岸の基礎の下に空洞が発生し、護

岸背面の土砂が流出したことが原因と考えております。現在、災害査定にむけた準備を進めており、手続きが完了次第、今回被災時の河床より、さらに一m護岸の根入れを深く入れる等、洗掘に対して施設を強化する復旧を行ってまいります。

桐明

被災原因と復旧方針についてはわかりましたが、今後、同じ箇所が被災することがないように、どのように取り組んで行くのか、お聞きします。

河川整備課長

復旧に当たっては、必要な箇所には、改良復旧を行ってまいりました。が、再度の被災を防止する観点から、原形復旧を行う際も、例えば石積み護岸をコンクリート護岸で復旧するなど、施設の強化を行うとともに川幅の拡大など改良復旧を進めてまいります。

桐明

次に県営河川の山ノ井川における浸水被害についてお聞きします。

矢部川水系の星野川を水源に、山ノ井堰により水源確保をしている山ノ井川があります。この山ノ井堰は、約三七〇年前に、毎年の様に発生する水害により堰が壊れて困り果てた地域の中で、当時の庄屋であった中島内蔵助が、自ら人柱となり水害を収めて堰を完成したとの伝説があり、その貴重な水利を利用して今年も多く農作物をはじめとする多くの恩恵をいただいております。毎年地元の関係者や小学生により慰霊祭を行い、語りつがれています。しかし、近年山ノ井川は、異常気象による豪雨により、流域に大きな被害が発生しております。

そこでまず、三年連続で発生している浸水被害の状況についてお聞きします。

河川整備課長

山ノ井川の下流部の久留米市、大木町におきましては、平成三十一年度七月豪雨、令和元年八月の大雨、令和二年七月豪雨と三年連続で浸水被害が発生しております。山ノ井川中・上流部の筑後市・八女市におきましては、令和元年八月の大雨で浸水被害が発生しております。

三年連続の浸水被害は、上下流の流域によりそれぞれ違うと思えますが、それぞれの流域での対策についてお聞きします。

桐明

下流部において採択された浸水対策重点地域緊急事業の取り組みについては、国の事業により、堤防嵩上や橋梁架け替えを実施することとしております。一方、中・上流部の対策については、令和元年八月の大雨による浸水被害を受けまして、これまで堆積土砂の撤去や樹木の伐採、護岸の補修や補強を行っております。その他、中・上流部で可能な対策についてもしっかりと検討してまいります。

河川整備課長

近年の頻発する豪雨に加え、さらに気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されます。この水害リスクに対応するには、河川における対策のみでは、対応が難しいと考えますが、今後の対応をお聞きします。

桐明

近年の水害リスクの増大に対応するため、河川における対策に加え、河川流域全体の関係者が協議し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めることが重要であることから、今年、筑後川流域において、国、県、市町村からなる「流域治水協議会」が設置されました。国が示している取り組みの具体的例として、河川改修などのこれまでの取り組みに加え、雨

河川整備課長

水貯留施設や水田、ため池の貯留能力を活かした流域対策、土地利用規制が例示されています。この流域治水協議会において、あらゆる関係者と協議し、流域全体での総合的な治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

八女市の山ノ井川には、長年の懸案であります旧三号線に架かる橋があり、ここが低く狭いため地元の皆様が大変苦慮されております。確かに河川工事は下流から行うことが原則ですが、懸案の場所の用地取得に対して、地元の皆様の協力がいただけるときに確保していく事も、今後の事業推進に対しては、大切であると思えます。是非、検討していただきます様に要望いたします。

桐明

最後に、部長に私の質問を受けて頻繁に発生する豪雨による河川災害・被害対策についての決意をお聞きします。

見坂県土整備部長

お答え申し上げます。福岡県では四年連続して大雨特別警報が発令されるなど、平成二十九年の九州北部豪雨以来、四年続けて大きな豪雨災害が発生しております。とりわけ、この三年間は短時間での急激な集中豪雨によりまして、県内各地で大きな浸水被害が発生しております。こうした中、先程委員からも指摘がありました通り、災害復旧事業に由りまして一旦災害復旧工事が完了した箇所も再度被害にあったケースも見受けられます。こうした教訓を踏まえまして、再度の災害を防止する観点から、原形復旧を行う際にも、ただ単に同じように復旧するのではなく、石積みだった護岸をコンクリート護岸に代える等施設を強化するような工夫をしていきますと共に、用地取得に伴う川幅を広げる改良復旧

等にも努めてまいりたいと考えております。先ほどの委員の地元であります山ノ井川につきましても、一般的には下流から順次やっていくのが基本であります。中流部とか上流部でも実施可能な対策もございますので、用地買収などの課題が解決した際は速やかに実施してまいりたいと考えております。最後に、いわゆる流域治水についてのご指摘もございました。これは、流域全体で水害を軽減させるためでございます。河川改修などのこれまでの取り組みに加えまして、ため池等の貯留能力を活かすものでございます。福岡県といまして、流域全体の総合的な治水対策、これにしっかりと取り組みまして、より安全・安心な福岡県を目指してまいりたいと考えております。

コロナ禍での感染防止対策と経済対策について

(商工部中小企業振興課 保険医療介護部がん感染症疾病対策課)

桐明
緊急事態宣言の解除を受けて、コロナ禍の中で、「新しい生活様式」での生活がスタートし、新型コロナウイルス感染症防止と経済回復の両立での活動が行われています。

今回の新型コロナウイルス感染症は、当たり前前の日常から一変し、人の移動や人と人との接触等外出の自粛を要請され、交通移動を始め、観光・運輸業やイベント・エンターテイメント業、飲食業などの幅広い業種において、売り上げが大きく減少するなど、深刻な影響が出ています。

このような中、国はコロナウイルスの影響で落ち込んだ国内各地の経済回復を目的に「Go Toトラベル」を始め、「Eat」、「イベント」

「店街」の四つを柱に、官民一体型の需要喚起のための経済対策「Go Toキャンペーン」をスタートしています。

そこでまず、国の需要喚起の経済対策「Go To キャンペーン」等の実施状況についてお聞きします。
中小企業振興課長

まず「Go To キャンペーン」については、七月二十二日から東京都を除く地域を対象に、旅行代金を割引する事業が開始されており、十月一日からは東京発着の旅行についても割引対象に追加され、全国を対象に実施されているところであります。また、「Go To Eat」については、飲食店を予約・利用した際にポイントが付与される「オンライン飲食予約事業」が本県を含む全国で十月一日から開始されており、また、プレミアム付き「食事券事業」については、

都道府県毎に発事業者が選定され、本県では、十一月初旬に開始される見込みです。さらに音楽コンサートやスポーツイベントのチケット購入者に対し割引やクーポン等の付与を行う「Go To イベント」、商店街が実施するイベント等の費用を支援する「Go To 商店街」については、全国を対象に実施されることとなっております。



おり、現在、国の委託業者が決まり、事業開始に向け準備が進められているところと見られます。

桐明

国の経済対策事業の実施状況については、分かりましたが、今後開始される事業も多く、これらの事業により国内の経済回復、活性化につながることに期待しているところであります。一方で、事業の実施に伴い経済活動のレベルが上がることで人の動きも活性化し、県内においても感染拡大が懸念されるところであります。

県の現状を見ますと、新型コロナウイルス感染症対策本部による県内の感染症患者数は、一月前の九月八日の状況と比較してみますと、入院又は療養している人は、六九六名(今日は、六十八名)入院者二四〇名(今日は、四十五名)、宿泊療養者九十四名(今日は、十一名)自宅療養者等三六二名(今日は、十二名)内重症十九名(今日は、六名)中等症六十七名(今日は、九名)となっております。また、PCR等検査実施人数も、県下で一四〇七名となっております。直近一週間の感染の経路不明者の割合は、三十五・四%(今日は、五十一・七%)となっております。増加しております。県では、八月五日から出していた「福岡コロナ警報」を今日にも解除する方針を固めたと報道されているようであります。

そこで質問しますが、本県における感染状況の推移と県の対応についてお聞きします。

がん感染症疾病対策課長

本県の感染状況は、新規感染者数が七月三十一日に一六九人のピークを迎えた後、八月下旬以降は二桁以下、九月十七日以降は一桁で推移するとともに、ピーク時に一三〇〇人を超えた療養者数は、七十人程度に

まで減少し、一時一二〇人に達した重症者・中等症者の数も十二人にまで減少する等、現在は落ち着いている状況にあると認識しています。しかしながら、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、継続的な患者発生や再拡大に向けて警戒を続けていく必要があると考えております。そのため、病床や宿泊療養施設の確保に引き続き取り組んでいるほか、かかりつけ医等地域で身近な医療機関で、発熱等の症状のある患者が季節性インフルエンザの検査だけでなく、新型コロナウイルスの検査も受けられる体制の整備を進めているところであります。

桐明

今年度は、特に新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されています。インフルエンザによる重症患者が多く入院した場合、医療提供体制が逼迫することが想定されますが、県の今後の対応についてお聞きします。

がん感染症疾病対策課長

新型コロナウイルス感染症について、医療提供体制を維持、確保していくためには、インフルエンザによる重症者を出さないことが大事であり、特に重症化するリスクの高い高齢者等にインフルエンザワクチンの接種を促すことが重要です。そのため、県では先ほどお答えした内容に加え、今年度に限り高齢者等のインフルエンザの定期予防接種に係る市町村助成後の自己負担分を全額負担する事業を十月一日から実施しております。

桐明

コロナにより大きな影響を受けていた飲食店等は、県民に対する協力要請がなされ、独自にコロナ対策をして営業を再開しました。そのような中、県は、来店者・来場者の皆様

安心して利用できる施設である事を知らせる「感染防止宣言ステッカー」を作成し、「感染防止対策を徹底しているお店を利用しよう」と呼びかけ、店舗・施設の入り口など目立つところに掲示するようにしました。

そこでお尋ねしますが、「感染防止宣言ステッカー」の掲示店を良く見ると、県内四地区それぞれ件数はどのくらいなのか、お聞きします。

また、感染拡大防止と経済対策との両立を図っていく中で、中には感染防止対策が十分にとられていないのに、ステッカーを掲示した飲食店も見受けられます。同じステッカーを掲示していても、しっかりと対策している飲食店にとっても、また、利用する県民にとっても、安心して利用するには、職員が立ち入り、申請どおりの感染対策がなされているか確認することが、「感染防止宣言ステッカー」の信頼性を上げることになると思いますが、現状も併せて、県の考えをお聞きします。

がん感染症疾病対策課長
飲食店の登録件数につきましては、十月七日現在、一万五二九件で、福岡地区七六〇一件、北九州地区二一〇四件、筑後地区一三九八件、筑豊地区四二六件となっております。県民の皆様や県外からの観光客に安心して利用していただくため、県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している飲食店の感染防止対策について抜き打ちによる立ち入り確認を行いたいと考えております。実施にあたっては、地域の店舗の実情をよく知る市町村とも連携する事としており、情報の共有や確認時の同行につきまして協力をお願いしているところであります。また、店舗や施設における業種別ガイドラインに従った感染防止対策の充実に向け、事業者の求め

に応じ、公衆衛生の専門的な知識を有するアドバイザーを派遣する事としており、各店舗が実施する感染防止対策の更なる充実に向け、支援していきたいと考えております。

桐明

最後に、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済対策に向けた部長の決意をお聞きします。

保健医療介護部長

インフルエンザの流行期である秋以降、新型コロナウイルス感染症の再拡大が重なる、インフルエンザの感染を疑うべきか、新型コロナウイルスの感染を疑うべきか不明な発熱患者が増えることが想定されます。このため、発熱等の症状のある患者がかりつけ医等地域で身近な医療機関で新型コロナウイルスの検査も受けられるよう、その体制整備をしっかりと進めてまいります。新型コロナウイルス感染症は、その特性が未だ明らかではなく、今後、ワクチンや治療薬が開発されるまで、根気強く向き合っていく必要があると見られます。委員からご指摘のありましたとおり、今後とも感染者の症状に合わせて適切な医療を行う医療提供体制の維持・確保を中心に据え、社会全体で感染防止を図りながら、同時に社会経済活動のレベルを上げていく事を基本に県民の皆様が安心して生活できる社会の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

本県のアスリート支援について
(人づくり・県民生部スポーツ局
スポーツ企画課・振興課教育庁
教育振興部体育スポーツ健康課)

桐明

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期された東京オリンピック・パラリンピックが、いよいよ来年に

開催されます。一年越しの開催に、国民全員が心待ちにしているのではないのでしょうか。さて、すでにいくつかの競技においては、出場が内定している選手もあり、いち早く出場内定を決めたのは、本県ゆかりのアスリートである柔道の素根輝(あきら)選手です。素根選手を含めた本県ゆかりのアスリートでは、現在十競技で十四名が出場内定を勝ち取っている

と聞いております。素根選手は、幼少の頃から柔道を始め、高校まで地元久留米市で稽古に励み、最重量級選手としては一六二cmの身長をもとせず、世界の強豪をなぎ倒し、世界の頂点に登りつめました。東京オリンピック開幕まで一年を切った今、母校である南筑高校を拠点としてトレーニングを続けています。素根選手のような本県ゆかりのアスリートが、オリンピック・パラリンピック等の国際大会で活躍する姿は、福岡県民に勇気と感動を与えてくれるものであり、未来ある子どもたちにとっても素晴らしいスポーツシーンを伝え続けていくことにつながると考えております。

そして「福岡県のアスリートをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に」を基本理念とする「スポーツ立県福岡」の実現に寄与するものであると確信しております。そこでまず、教育庁に質問しますが、オリンピックをはじめとする国際大会に出場する本県ゆかりのアスリートを数多く輩出するためには、ジュニア期からの一貫した育成強化が非常に重要であると考えますが、そのために本県では、具体的にどのような支援を行っているのかお聞きします。

鶴体育スポーツ健康課長

本県では、ジュニアアスリートの競技力向上に向けた「ふくおかアス

リート育成強化事業」において、指導者養成のため国内外の優秀な指導者の招聘や練習環境充実のため競技用具の整備を実施しております。さらに、将来オリンピック等で国際大会に出場する可能性が高い中・高校生に対する海外遠征等に係る費用の補助を行っており、早期よりトップレベルの競技体験をさせることで、恒常的にトップアスリートを輩出できる仕組みづくりを行っております。

大学生や社会人アスリートに対しては、国民体育大会に向けた遠征合宿等に係る経済的補助、又は、特に県外で活躍するアスリートについては、国民体育大会ふるさと選手としての強化活動に係る経費を補助しております。

桐明

そのような支援を受けて、ジュニア期から一貫した指導体制のもとで育成された本県ゆかりのアスリートの多くは、現在、県外に活動拠点を置いているように感じます。先ほど例を挙げました素根選手は珍しい例だと思います。

実は、私の親戚に、東京オリンピック出場が有力視されているカヌー競技の桐明輝子という選手がおります。桐明選手は、八女市出身で本県の県立高校においてカヌーを始め、現在は福岡県スポーツ協会に所属し、支援を受けながら東京オリンピック出場を目指しております。彼女は、先月行われた日本選手権で二連覇を果たし、来年三月に開催予定のオリンピック出場選考大会であるアジア大会に向けて最後の努力を続けています。最有力候補選手です。この事例も、本県ゆかりのアスリートが県外に拠点を置き活動している実例であります。しかし、現状を聴きますと、日夜練習や強化合宿等により、生活面や用具等の支援がないと厳しい状

況であるとの事であり、現在福岡県での支援をいたしながら活動をされているとの事でありました。私はやはり、こうした選手が福岡県内で練習に専念できる環境があることこそ、「スポーツ立県福岡」のあるべき姿ではないかと思えます。

そこでお尋ねしますが、このように高校卒業後も県内で継続して競技生活を送ることができるよう、県としてどのような支援を行っているのか、お聞きします。

平間スポーツ振興課長

昨年の調査によりまずと、福岡県内における社会人の県強化指定選手は、三〇五名になっており、県外で活動している選手は、三十二名となっております。世界を舞台に活躍するトップアスリートが、本県を拠点に活動する姿は、県民の皆さんに元気と勇気を与えてくれるものと考えます。特に子どもたちにとっては、目標とする存在が近くにいることは、夢や希望をもつことになり、この子どもたちが次世代のアスリートとして成長していくという好循環を生むことにつながるとも思います。

このように、国際大会や国内大会で活躍できるアスリートが県内で安定した活動基盤を確立できるよう、アスリートの雇用を求める企業とアスリートをつなぐ「アスリート応援企業支援事業」を令和元年度より実施しております。この事業では、アスリートの自己PRの場面をつくり、雇用が成立した企業に対して、ユニフォームや横断幕といった選手を応援するために必要な経費を補助しております。昨年度は、この事業により、本県ゆかりのアスリートが海外遠征や競技に必要な道具を購入する際のスポーツサーとして県企業と契約を結びました。今後多くの企業に周知を図り、企業とアスリートをつなぐこと

ができるよう働きかけを継続していく事といたします。

桐明

これまでの答弁を聞いておりますと、世界の頂点を目指すレベルの、いわゆるトップアスリートに対する支援が、十分になされていないと感じます。来年度開催されます東京オリンピック・パラリンピックを目の前に控えた今、世界の舞台での活躍が見込まれる本県ゆかりのトップアスリートを、どのように支援していくのか、お聞きします。

坂田スポーツ企画課長

先月、一般財団法人福岡県スポーツ推進基金が設立されました。この財団は、本年二月議会において議決いただきました二十六億円の予算を活用し、「福岡県ゆかりのトップアスリートの育成」を設立目的の一つに掲げております。本年度から事業開始に向け、専門家の意見もお聞きしながら、支援の対象や方法などについて検討される予定です。また、県民や企業の皆様から個々のアスリートに対して寄附をお受けするために、現在、財団のウェブサイトに、手数料のかからないクラウドファンディングの場を準備しているところでもあります。こうした取り組みにより、より多くのトップアスリートが活躍拠点を福岡県に移していただき、そのトップアスリートが活躍する姿を直接県民や企業の皆様が見る機会が増えることにより、「福岡県のアスリートを応援したい」という想いも喚起してまいりたいと考えております。

令和二年十二月議会

一般質問 (十二月十日)
(十二月一日～十二月十八日)

ひきこもり支援について
(保険医療介護部)

桐明

ひきこもりとは、家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない、孤立した状態を言います。ひきこもりのきつかけとして多いのは、「不登校」、また、近年増加傾向にあるのが、会社を「退職」してからと言われているが、誰でもひきこもりの状態になる危険性があるとされています。また、「八〇五〇問題」は、ひきこもりという言葉が社会に出るようになって一九八〇年から九十年代は、若者の問題とされてきましたが、約三十年が経ち、当時の若者が四十代から五十代、その親が七十代から八十代となり、長期高齢化した親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。

私の地元である八女地域においても多くのひきこもりの方がおられ、八女市の社会福祉協議会では、今後求められていく包括的支援体制の強化を見据え、地域から上がってくる課題をスピーディーにキャッチして様々な関係機関と連携を図りながら解決へと結び付けていくシステムを早急に構築する必要から、「福祉生活支援室ほっと館やめ」を開設しました。ほっとする場所、ほっとな場所、ほっとかない場所という三つの「ほっと」をキャッチフレーズとし、地域に住むあらゆる人たちが集まることで、年齢や対象を問わずさまざまな相談も気軽にできるような拠点を目指し、平成三〇年四月に西エリア（都市部）を、翌年四月に東エリア（中山間地域）を設置しています。相談窓口では、「どんな悩みでも断らない」をモットーにしており、施設内のフリースペースには、不登校・ひきこもり親の会の定例会や精神対話士による相談会、障がいがある人やひきこもりから社会参加を目指す人が本

格的に就労支援事業所等に行く準備段階の受け皿としての活用や近年は、外国人からの相談も増えているとの事です。

県における関連した事業を見ますと、本年度、保険医療介護部健康増進課において一部新規事業として「ひきこもり対策推進費」が前年度八〇〇万円余から約三・四倍の二七〇〇万円余と増額されています。

そこで、二点について質問いたします。

先ず、本年度当初予算において、精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター」の体制を整備するとされていますが、内容はどのようなものなのか、お聞きします。

小川知事

ひきこもり地域支援センターの体制整備については、ひきこもりの方やご家族に対する相談・支援については、福岡県ひきこもり地域支援センターだけでなく、より身近な存在である市町村においても、これを行って行くための支援体制を今年七月に整備したところであります。具体的には、田川市と久留米市の二か所に、センターのサテライトオフィスを設置し、社会福祉士等を配置して、電話や来所による相談に応じるとともに、市町村職員に具体的な対応方法の助言などを行っているところであり、

桐明

次に、本事業の目的の中にも掲げてありますが、ひきこもり者やその家族にとつて身近な市町村の相談体制を充実させることは、大変重要であると考えます。地域とのネットワークの構築を含め県はどのような支援を行っているか、お尋ねします。

小川知事

市町村の相談支援の充実について



であります。センターの体制整備後、市町村の相談状況や課題を把握するため、センター及びサテライトの職員が、市町村を巡回し、これまで三十七の市町村から聴き取りを行ったところであり、その結果、「専門職が配置されておらず、対応方法がわからない」、「本人と会うのが難しく介入方法がわからない」、「就労してもすぐに定着できないため長期間の支援になる」など、多くの市町村ごとに同様の課題を抱えています。このため、市町村の要望に応じ、センターやサテライトの職員が、相談への同席や訪問への同行、ケース会議への参加などを通じて、市町村職員の支援を行っています。また、ひきこもり相談に関する市町村職員のスキルアップを図るため、保健所圏域ごとにひきこもり支援者研修会を開催しているところであります。今年十一月以降、センターが中心となつて市町村、教育事務所、自立相談支援機関、若者サポートセンターなどの関係機関で構成する「ひきこもり支援者等ネットワーク会議」を保険所圏域ごとに設置してきております。この場において活動内容を共有したり事例検討を行うことにより、市町村と関係機関との連携強化が図られ、市町村の相談支援の充実につながっているものと考えております。

桐明

次に、市町村の相談体制を充実させるためには、人材も必要であると思えます。県の事業内容では、臨床心理士を支援コーディネーターとして配置され、相談・対応、訪問支援等を行っておられますが、対話を通じて心の支援を行う「精神対話士」を県のひきこもりの取り組みに活用してはと考えます。

精神対話士とは、精神的な支援を行う「心の訪問ケアの専門職」であり、「人の心に寄り添い、温かな対話で心をケアする」資格であり、「対話の持つ力」に着目しています。人は抱えている悩みを誰かに聴いてもらうと、気持ちが軽くなります。

「そうだったんだ。辛かったでしょう」と共感してもらいながら話すことで自分の心をまっすぐにみつめられるようになり、心の整理ができ、問題解決につながるという点であります。精神面での援助という点では臨床心理士等と共通していますが、精神療法は行わず、あくまでも心に寄り添い「温かな対話」を通して気持ちを受け止めることで、相手の存在を受け止め、不安や孤独感を共感し、前向きに生きる援助を行うのが精神対話士です。この様な「精神対話士」を県のひきこもりの取り組みに活用すべきだと思えますが、県の考えをお尋ねします。

小川知事

精神対話士の活用についてであります。精神対話士は、一般社団法人メンタルケア協会が、同協会主催の研修を修了した者に付与する資格であります。高齢者やひきこもりの方、学校や職場で精神的ストレスを感じている方などを対象に、対話を通して心の支援を行っており、本県や国でも研修の講師や相談員としての活動実績があります。市町村の相談体

制を充実させるためには、相談を受ける市町村職員のスキルアップが必要であります。このため、センターでは、先程申しましたひきこもり支援者研修会やひきこもりサポーターを要請する研修会などを実施しております。研修会では、ひきこもりに関する基本的な知識や対応方法を修得させるため、精神科医師や公認心理士など様々な職種の方に、講師や助言者として、その知識を活かしていただいているところであります。今後は、精神対話士についても、こうした研修の講師としての活用を検討してまいります。

桐明

二点、要望いたします。先ず、市町村への支援については、

「ほっと館やめ」の来館者をはじめとして相談・問い合わせは、市内より市外からが多いとの事であり、当然考えられるのは、地元では相談しにくいこともあり、ほっと館やめ」の運営方針であるさまざまなニーズを受け止め、柔軟な活用が可能な拠点であるからだと思います。是非一度視察いただき、広域的連携としての県南地域（ブロック）の拠点の一つとして、県の支援を要望いたします。

二つ目は、精神対話士についてであります。県内には三十五名の精神対話士がおられ、要望がある時は、皆様が連絡を取り合い、協力して対応しているとの事であり、ですが、まだまだ全国的にみると九州、福岡県は少ないとの事であり、ひきこもりは長期化すると回復しにくくなると言われており、早期回復に向けて薬による処置でなく、話を聴く心のケアを目指す精神対話士に対する活動への県の支援を要望し、質問を終ります。

二つ目は、精神対話士についてであります。県内には三十五名の精神対話士がおられ、要望がある時は、皆様が連絡を取り合い、協力して対応しているとの事であり、ですが、まだまだ全国的にみると九州、福岡県は少ないとの事であり、ひきこもりは長期化すると回復しにくくなると言われており、早期回復に向けて薬による処置でなく、話を聴く心のケアを目指す精神対話士に対する活動への県の支援を要望し、質問を終ります。

広域・先端行政調査特別委員会 委員会報告

第1回委員会(令和2年5月18日)

1.Society5.0に係る取り組み状況について(企画・地域振興部)

- 「Society5.0」とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の新たな社会の事。政府は、「未来投資戦略」及び「経済財政運営の基本方針」で、AI、IoT、ロボット、5G、ビッグデータ等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、様々な社会課題を解決する「Society5.0」を実現していくとしている。
○概要
先端技術の通信基盤となる「LPWA(Low Power Wide Area)」と呼ばれるIoT向け省電力・広域無線通信技術が普及した事、3月から次世代通信システム「5G」サービスが開始されたことを受け、Society5.0の実現に向けた取り組みが一層加速することが予想される。
○令和元年度の実施内容
・中小企業の生産性向上、先端成長産業の振興、スマート農林水産物の普及、介護人材の確保・定着を支援、最新技術により県庁行政事務を効率化、地域の生活交通を確保
○令和2年度の実施内容
・中小企業の生産性向上、先端成長産業の振興、スマート農林水産物の普及、介護人材の確保・定着を支援、最新技術により県庁行政事務を効率化、地域の生活交通を確保
○本庁各課及び市町村に対する技術的支援

2.テレワークの普及・活用について(商工部、福祉労働部、総務部、企画・地域振興部)

- 1)県内中小企業のテレワーク導入支援について(商工部中小企業振興課)
○目的 新型コロナウイルス感染症が与えた影響への対策及び感染症の拡大防止に向け、ウェブ会議システム等の従業員のテレワーク環境の整備に取り組む事業者を支援。
○国の「中小企業生産性革命推進事業(IT導入補助金)」の特別枠を活用し、前向きな投資を行う中小企業等について、国補助率に県が嵩上げを行うことで事業者負担を軽減する。
・IT導入補助金(国費のみ) 国補助金 2/3、事業者負担 1/3
・県補助ありの場合 国補助金 2/3、県補助金 1/12、事業者負担 1/4

- 予算額 46,233千円(4月補正)
○補助対象者 国庫補助金を活用し、従業員がテレワークを実践できるような環境を整備する事業者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対前年同月比で売上げが15%以上減少した中小企業・小規模事業者及び個人事業者。
○支援事例
・ウェブ会議システム、ビジネスチャットツールの導入経費
・ハードウェア(PC、タブレット、端末等)のレンタル費など
○その他 IT導入補助金公募開始 5月11日 補助上限額 450万円(国)、56万3千円(県)
2)テレワークを活用した障がい者雇用の取り組みについて(福祉労働部、新雇用開発課)
○働く意欲や能力があっても就職が困難な障がいのある方にとって情報通信技術を活用し、時間や場所にとらわれないテレワークは、雇用機会を広げる大きな可能性があり、導入促進を図る。
○県の取り組み
・テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催
・テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業報告書の作成
・ワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業
・相談窓口設置事業
・WEB就職合同会社説明会事業
3)県庁におけるリモート化の取り組みについて(総務部行政経営企画課、企画・地域振興部情報政策課)
○モバイル端末とは、庁舎の外からでも安全に庁内システムにアクセスし、庁内の職場のパソコンと同様に業務を行うことが出来る端末(ノートパソコン型)
○今後は、出張や在宅勤務の取り組みを定着させていく。
○Web会議システムによるリモート化

3.九州ロゴマークについて(総務部県民情報広報課)

- 経緯
・平成30年5月 九州地域戦略会議において、「九州ロゴマーク」を正式発表
・平成30年10月 九州地域戦略会議において、当面平成33年度まで九州ロゴマークの活用と周知に重点的に九州・山口各県が連携して取り組んで行

- くことを決定。
・令和元年6月 民間企業・団体等による活用を開始
○主な取り組み
・九州一体の事業での活用、認知度向上の取り組み、民間企業による活用
○今後の予定
・海外に向けた観光PRでの活用
・在福岡総領事館等への情報発信

4.福岡県地域防災計画等の見直しについて(総務部防災危機管理局防災企画課)

- 国では、令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証がまとめられ、国の防災基本計画の改定作業が進められており、この内容に新型コロナウイルス感染症対策や災害対応の検証結果も盛り込み、「福岡県地域防災計画」等を見直すこととする。
○主な見直しの内容
・国の防災基本計画の主な改定内容(県は、国からの支援等迅速・的確に受け入れるための受援体制と市町村への応援体制の構築を図る。
・県及び市区町村は、「被災市区町村応援職員派遣システム」の活用・充実を図る。
・県は、平時からの相互協力体制の構築を図る。
・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた見直し(感染症対策を盛り込んだ避難所運営の指針、市町村が避難所で使用するマスク等物質の備蓄)

5.広域観光振興の取り組みについて(商工部観光局観光政策課)

- 九州全体の観光振興を一体的に推進する特定広域観光振興法人を「一般社団法人九州観光推進機構」と定めている。
○一般社団法人九州観光推進機構について
・九州地域戦略会議で策定された「九州観光戦略」の実行組織として、2005年4月に設立。
○新型コロナウイルス感染症収束後の広域観光の取り組みについて
・補正予算の活用(Go To Travelを活用、県の宿泊割による宿泊料金の割引を活用)
・九州の広域観光の取り組みの検討状況

第2回委員会(令和2年8月21日)

1.令和2年7月豪雨の被害と県の対応状況について

- 被害の状況(8月14日15時現在)
・人的 8件(死者2名、重症1名、軽症5名)
・家屋 4,396件 ・道路 674件 ・橋梁 6件
・河川 276件
・土砂 296件
○被害額 総額 342億円程度(7月30日現在)
・道路施設 74億円程度 ・河川施設 97億円程度
・砂防施設 14億円程度
・農業 76億円程度 ・森林・林業 22億円程度
・商工 30億円程度
・教育施設、文化財 4億円程度
・その他 25億円程度
○避難の状況(7月6日21時 世帯数3,240世帯 人数6,244人)
・避難指示 2,258世帯 4,685人
・避難勧告 684世帯 1,105人
・避難準備・高齢者等・避難開始 173世帯 272人
・自主避難 125世帯 182人
○県職員の派遣(8月14日現在)
・大牟田市 延べ964人 ・久留米市 延べ38人
○市町村職員の派遣(8月14日現在)
・大牟田市 延べ520人 ・久留米市 延べ6人
○他県への県職員の支援(7月31日現在)
・熊本県 延べ8人 ・水俣市 延べ12人

2.避難所における新型コロナウイルス感染症対策について(総務部防災危機管理局消防防災指導課)

- 事前の対応
・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成・提供
・備蓄物資の購入
○主な対応
・ピーク時には、48市町村、590箇所の避難所を開設
・避難所での受付時に問診・検温を実施し、区画を示し、避難者のスペースを確保

3.令和2年7月豪雨による公共施設等の被害状況について(県土整備部、農林水産部、建築都市部、商工部)

- 農林水産部
1)令和2年7月5日からの大雨 降雨状況
・平成29年度の九州北部豪雨以来、4年連続となる災害
・筑後地域から筑豊地域南部で記録的な大雨を観測
・大牟田市、久留米市、添田町など5観測所(気象庁)で48時間雨量の過去最大を観測
○河川施設の被害箇所 230箇所程度
○浸水河川 37河川(8月7日時点)
○主な道路の通行規制箇所(8月7日時点)
・全面通行止め12箇所 ・片側交互通行15箇所
○土砂災害の状況(かけ崩れ47箇所、土石流2箇所)
○海岸漂着物等について(柳川海岸、三池海岸、行橋海岸に漂流)
2)令和2年7月豪雨による農林水産部の被害状況について
○被害状況
1)農業関係

- ・農作物(冠水、土砂流入等) 5,256ha 約18億8千万円
・温室等栽培施設・機械(ビニール破損、損壊等) 830件 約11億5千万円
・農協等共同利用施設(浸水) 14箇所 約4千万円
・農地・農業用施設(土砂流入、法面崩壊、施設破壊等) 992箇所 約45億3千万円
・畜産関係施設等(畜舎の浸水、家畜の死亡等) 35箇所 約4千万円
・鳥獣対策施設(侵入防止柵の損壊) 6箇所 約3百万円
農業関係 計 約76億4千万円
2)森林・林業関係(約21億9千万円)
・林地 52箇所 約13億円
・林道 291箇所 約8億9千万円
3)水産関係(約2億2千万円)
・漁港 1箇所 約3千万円
・漁船 10箇所 約2千万円
・共同利用施設(桟橋の損壊) 3件 約4百万円
・養殖施設(ノリ加工工場の浸水、アユ中間育成施設の陥没)5箇所 約4百万円
・漁場・漁港等(有明海、豊前海、筑前海へのゴミの流入)5箇所 約1億6千万円
農林水産業 合計 約100億5千万円
4)県の対応
○普及指導センターや農林事務所などに相談窓口を設置 相談件数138件(8月18日現在)
○市町村及び関係金融機関に対し、融資制度に

関する周知。

- 農業共済団体に対し、迅速な損害評価の実施及び共済金の早期支払いを要請。
- 二次被害防止に向けた取り組み
- 復旧・復興に向けた支援策(支援に要する予算規模は、約15億4千万円)
 - ・農業経営の支援、漁業経営の支援、経営再建資金の支援

建築都市部

1) 県有施設の被害状況

- 県営住宅 (大牟田市 平ノ下団地 集会所床上浸水)
- 県営公園 (筑後市、みやま市 筑後広域公園 トイレ 10基・受水槽・案内所が浸水)

2) 市町村有施設の被害状況

- 市営住宅
 - ・大牟田市 白川団地 床下14戸・床上21戸
 - ・久留米市 東合川団地 床下37戸、東屋敷団地 床上1戸
 - 市町村営公園
 - ・大牟田市2、久留米市3、八女市2、宗像市・朝倉・みやま市・糸島市・大刀洗町 各1
 - 市町村下水道 大牟田市(三川ポンプ場、明治ポンプ場、北部浄化センター各浸水)
 - 被災者に対する支援(住宅の支援を検討中)
 - ・県営住宅の一時提供、入居可能な県営住宅及び公社賃貸住宅の情報提供
- 相談件数 124件

商工部

1) 被害状況(被害額)

- 北九州地区 豊前市 浸水 2
 - 福岡地区 福岡市 浸水 1
 - 筑後地区 久留米市 浸水 163(620百万円)
 - 大牟田市 浸水 260(1,904百万円)
 - 朝倉市 浸水 土砂流入、船流出 20(55百万円)
 - 柳川市 浸水 8(9百万円)
 - みやま市 浸水 7(59百万円)
 - 八女市 浸水、がけ崩れ、石垣損壊 11(30百万円)
 - うきは市 浸水 3(37百万円)
 - 筑後市 浸水 1(6百万円)
 - 大川市 浸水 15(288百万円)
 - 大木町 浸水 3(5百万円)
 - 大刀洗町 浸水 1(1百万円)
 - 筑前町 浸水 1
 - 東峰村 浸水 10(1百万円)
 - 筑豊地区 嘉麻市 浸水 1
 - 小竹町 浸水 1
 - 添田町 浸水 1
- 合計 12市5町1村 509事業所
被害額 3,015百万円
- 2) 事業継続支援に向けた取り組み
- 相談窓口の設置
 - 県制度融資緊急経済対策資金の拡充
 - ・緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」への指定
 - ・セーフティネット保障の適用
 - 災害復旧等に向けた補助の実施
 - ・中小企業施設等災害復旧費補助金

(なりわい再建支援事業)

- ・被災小規模事業者再建補助金
- ・商店街災害復旧等事業

4. Web会議システムの整備について

(企画・地域振興部)

○整備内容

- ・本庁及び出先機関の全所属にWeb会議の出来るノートパソコンやタブレットを配備

○活用状況

- ・Web会議を行う所属に対し貸出で対応中
- ・利用実績(288回)

5. 令和2年度における広域観光振興の取り組みについて

(商工部)

○現状

- ・着実に増加していた宿泊者数は激減し、インバウンドの早期回復は困難な状況
- ・コロナ社会における観光ニーズが変化

○広域観光振興の取り組み

- ・九州観光推進機構(旅行マインドの構成、九州の旅行への安心・安全イメージの確立、国のGo Toキャンペーンとの相乗効果の実現)
- ・感染防止の取組方針(感染防止対策の徹底、衛生情報の発信、デジタルプロモーションの加速化、日本人の国内旅行の喚起)
- ・日本人の国内旅行の喚起

広域・先端行政調査特別委員会 管外視察報告

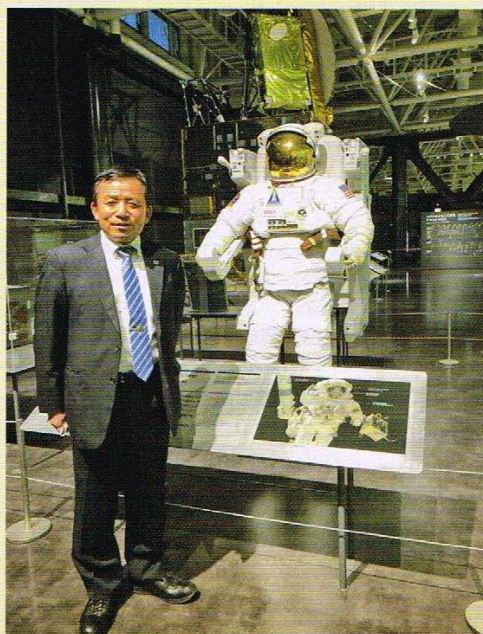
日時：令和2年11月25日～27日



1. 航空宇宙産業の振興

(アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区)
・宇宙分野進出支援事業について
(岐阜県航空宇宙産業課・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館)

- 1) 岐阜県の航空宇宙産業(航空機製造業)は、事業所数(45件)・従業員数(7,803人)で全国2位、製品出荷額(2,747億円)で全国3位を占める。
- 2) 同県は、令和2年までに製造品出荷額の倍増(H30年の2,747億円からR2年4,000億円)を目指すために、県内23市町57企業に、環境整備、人材育成、研究開発等総合支援策をおこなっている。



3) アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の構成員はR2年3月現在、県で93市町村245企業が特区に参画している。

4) 特区指定のメリット

- ・規制の特例：緑地規制の緩和等
- ・税制支援：課税の特例(特別償却又は投資税額控除)
- ・金融支援：総合特区支援利子補給金(R2年度予算5.6億円)

2. スマート農業の推進について
(岐阜県スマート農業センター 岐阜県海津市)

- スマート農業の推進の推進により、省力化・効率化、軽劣化・技術の標準化をめざし、営農類型、地理的条件、品目にあった技術の普及を推進する。
- 県内5地区(超低コスト輸出用米生産、棚田地域、中山間地域等)でスマート農業技術実証を農場でおこなっている。
- 当センターでは、先端技術を活用した「スマート農業」の情報発信拠点として、農業者が最新の農業機器等を実際に体験して、学んで、便利さを実感する施設。
- スマート農業機械・機器(アシストスーツ等)の貸出事業を行っている。

3. 地方分権
大阪府の特別区制度について(山野副知事訪問)

大阪の抱える課題として、経済の長期低落傾向、人口減少・超高齢社会があり、大阪市と大阪府を特別区制度で2重行政を廃止し、4つの特別区を目指したが、令和2年11月1日に行われた住民投票で引き続きの大阪市の存続が決まった。

- 福岡県議会は、「九州自立の会」で民間も加入していただき、地方分権を進めるべきと考えていますが、今回の大阪特区構想の結果から、何かアドバイスをいただきたい。
- (山野副知事)住民がどこを、何を求めているかが大切であります。どうしても、目先のメリット・デメ



リットがクローズアップされてしまいがちですが、将来を考えてしっかりと進めていくべきではないでしょうか。

○2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が、2025年4月13日～10月13日まで、約2,800万人(海外来場者350万人)を想定しております。

4. 百舌鳥・古市古墳群の魅力づくり・情報発信の取組(広域観光)について(堺市博物館 堺市)

- 令和元年7月6日の第43回世界遺産委員会にて世界遺産が決定した。
- 百舌鳥・古市古墳群は、堺市の「百舌鳥エリア」と羽曳野市・藤井寺市の「古市エリア」からなる古墳時代の王たち(仁徳天皇陵古墳、応神天皇陵古墳等)の墳墓群。
- 「世界遺産推薦書包括保存管理計画」に基づく取り組みとして、求められる。
 - ・資産の保存管理、緩衝地帯の保全、来訪者への対応、経過観察
- 情報発信の取り組み
 - ・HPの運用・PRツールの作成、シンポジウムの開催、首都圏でのPR
- 大阪府としての取り組み
 - ・従来の主要な大阪の観光地から「百舌鳥・古市古墳群」エリアへの周遊を促す。
 - ・定期路線バスをモデル運行
 - ・令和2年度大阪周遊促進事業(予算額 2,288万円)



広域・先端行政調査特別委員会 管内視察報告

日時：令和2年10月22日～23日

1.AIを活用したオンデマンドバス (ネクスト・モビリティ(株)福岡市東区アイ ランドシティ自動車営業所)



○決まったダイヤやルートが無く、お客様のリクエストに応じ人工知能(AI)を活用しながら、リアルタイムで適宜ルートを変えながら運行するサービス。お客様の需要が広い範囲で分散するエリアにおいても、お客様に対する利便性と運行の効率性の両立が狙える切り札として期待が高まっている。

現在、福岡市東区アイランドシティ地区で運行しているAI活用型オンデマンドバス(のーと)を現地視察

○事業概要

- ・ AI活用型オンデマンドバス・サービスの運行事業
- ・ オペレーションの仕組みの提供
- ・ 車両の提供

2.ワンヘルスの理念やその周知の取り組み (一般社団法人 ワンヘルス・クリエイツ 筑後市 九州芸文館)

○ワンヘルスとは、人々が安全で安心な生活を営むには、人の健康、動物の健康、さらには生態系も含めた環境の健康・保全是欠くことが出来ない、このことを十分に認識して人々は地球社会を構成する一員として活動する必要があるという考えです。

○筑後・船小屋地区は、自然環境に恵まれ、筑後広域公園、九州芸文館、各種スポーツ施設等社会資源が充実しています。

ワンヘルス・クリエイツは、医師会、獣医師会、行政等関係機関と連携して、健康づくりや動物愛護の普及、



環境学習等のワンヘルスのモデル地区として盛り上げていく。

○ワンヘルス・カー(ワンヘルス関連の広報、食育・地産地消メニュー、環境安全教育)

3.先端技術を活用した事業の取り組み (株式会社 オプティム 佐賀県佐賀市佐賀大学内)

2025年は、4次産業革命(SOCITY5.0、Industrie 4.0)の中で、ID管理、アクセス管理を行う。

○とITの組み合わせ、行政とITとで災害時の対応、



農業とITでスマート農業の支援など、ITの力で業界・産業基盤を再構築していく。

○事業内容(IoTプラットフォーム)

- ・ 企業向けのスマートフォン、タブレット、パソコン、IT機器などのセキュリティ対策や一括設定の分野(PCマネジメント・MDMサービス分野)で国内1位
- ・ 佐賀大学本庄キャンパス内に東証一部上場の企業が本店を佐賀に移動している。
- ・ 県内の有力企業の出向社員と一緒にこなしている。
- ・ 農業・医療・水産分野等の課題解決提案業務
- ・ AI、IoT、ハードウェアの提供サービス



令和2年 6月農林水産常任委員会

日時：令和2年6月2日 場所：議会棟委員会室

1. 陳情

飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県が「森林法」に基づき監督処分を求める陳情

2. 調査事項

1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による農林水産業への影響と対応策について

○主な影響

農産物 花きは、需要がさらに減少し、価格が低下(前年比 輪ざく72%、オリエンタルユリ73%)
和牛は、外食やインバウンド需要の減少により、枝肉価格が低下。(前年比 77%)

木 材 需要の減少により価格が低下。(前年比 スギ丸太 77%)
森林所有者の伐採意欲が低下してきており、原木出荷量が減少。

水産物 飲食店等における活魚などの需要が減少し、マダイやケンサキイカ等の価格が低下。
一方、スーパーなどの量販店における家庭向けの加工品の需要は多い。

労働力 現在、技能実習生の入国が出来ない状況。一方で実習期間終了したものの帰国出来ない実習生は、在留資格を「特定活動」に変更し、在留期間を3ヶ月延長することが出来るが、出入国在留管理庁への申請手続きが必要。

○対応策等

県内22か所に相談窓口を設定し、農林漁業者からの運転資金の借入や国・県の支援策に関する相談に対応。

4月補正予算を計上し、県産農林水産物の消費を促進するため、5月2日に「福岡県ウェブ物産展」を開設。以下の事業については、早期の執行に向け、市町村や関係団体に周知を行い、農林漁業者からの要望の取りまとめ等を行っている。

農産物

花 き 企業・公共施設での県産花きの利用促進に対する助成。

花き・野菜 産地維持及び品目転換のための種苗・資材費に対する助成。

和 牛 学校給食への県産和牛の提供。
和牛子牛の導入に対する助成。

木 材 林業労働力の雇用を維持するための県営林での間伐の実施。

労働力 技能実習生の在留資格変更許可に係る申請手数料の助成。

園芸・畜産業で労働力不足を補うための省力化機械導入への助成。

野菜・果樹の農作業や集出荷作業等に従事する人材を雇用する緊急短期雇用創出事業を実施。

2) 令和元年度海面養殖業の状況について

○ノリ養殖業

有明海区 18漁協の522経営体で前年度より23経営体減。
生産枚数は、約13億2千万枚で前年度の102%。

有明海研究所では、栄養塩や水温などの海況や生産状況を把握し、漁業者へ迅速に情報提供するとともに、網を張高さなどの養殖管理をきめ細かく。その結果、生産枚数、単価、生産額とも

に平年を上回り、生産額は、過去10年で2番目に高い約182億3千万円で前年度の111%。

筑前海区 福岡市漁協、糸島漁協の2経営体。
生産枚数は、約430万枚で前年度の74%。

育苗初期に、栄養塩の低下による成長不良がみられ、生産枚数が減少したが、年明け以降は順調に推移し、生産額は前年並みの約1億158万円で前年度の94%。

豊前海区 豊島漁協の2経営体。
生産枚数は、約212万内前年度の96%。

育苗初期には時化によるノリ芽の流出がみられたが、年明け以降は順調に推移し、生産額は前年を上回り、約2,041万枚で前年度の113%。

○カキ養殖業

豊前海区 6漁協68経営体。
生産量は、約1,140tで前年度の85%
生産額は、約8.8億円で前年度の107%

筑前海区 4漁協44経営体。
生産量は、約489tで前年度の88%。
生産額は、約4.8億円で前年度の90%

○ワカメ養殖業

筑前海区の福岡市漁協、糸島漁協の28経営体。
生産量は、約44tで前年度の118%
生産額は、2,800万円で前年度の121%

日時：令和2年6月18日 場所：農林水産委員会室

1. 請願審査・採決

1) 飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県が「森林法」に基づき監督処分を求める請願 継続審査

2. 議案審査

- 1) 第93号議案 令和2年度福岡県一般会計補正予算(第2号)所管分
2) 第107号議案 令和2年度福岡県一般会計補正予算(第3号)所管分
3) 第98号議案 福岡県農林水産関係手数料条例及び福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について(所管分)

3. 議案採決 承認

4. 所管事務調査

1) 八女茶の振興について

○現状と課題

令和元年度の全国茶品評会「玉露の部」で6年連続の農林水産大臣賞、19年連続の産地賞を受賞するなど、高い評価を獲得し、高単価を維持しているが、栽培面積及び農家の戸数は高齢化によるリタイアのため微減傾向である。

○これまでの取り組み

生産振興を図るために、高収益型園芸事業を活用し支援。

平成30年度からは、荒茶加工施設のラインの改修による長寿命化、IoTセンサーを活用し、熟練者の栽培技術などの見える化する技術の伝承を支援。販売促進と認知度向上を図るため、東京の茶商等を対象とした「プレミアム八女茶カフェ」、県農林水産まつり、日中文化交流協定締結40周年記念事業「中国展」など、国内外の多くの方が集まる場において八女茶の飲食や販売を実施。令和5年に八女茶発祥600年を迎えるのを契機に、国内外へ発信するためのロゴマークを作成。新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者に、福岡県茶生産組合連合会とJAふくおか八女茶業部会からロゴマーク付きの八女新茶を贈呈。

○今後の取り組み

高品質な八女茶の生産力の維持を図るため、高性能省力機械の導入を進めると共に、防霜ファンの長寿命化等を引き続き支援。

「福岡の八女茶」のPRとブランド力の強化を図るため、東京都内の茶商等を対象としたプロモートイベントや県営施設等において、茶道家や日本茶インストラクターと連携した茶会を開催

2) 指定管理者による管理運営の実施状況について

○管理運営の実施状況について

平成18年から指定管理者制度を導入した県営施設の管理運営状況について、令和元年度の点検結果を報告する。

果を報告する。

○点検について

指定管理者から提出された事業報告書、現地確認、ヒアリング等をもとに提案内容による管理運営が実施されているか点検を行った。

- 点検結果 A+(提案内容を上回った)
A(提案内容をやや上回った)
B(概ね提案内容通り)
C(提案内容をやや下回った)
D(提案内容を下回った)

○指定期間

平成29年4月1日より令和4年3月31日(福岡県立四王寺県民の森、福岡県立夜須高原記念の森、福岡県緑化センター)

平成31年4月1日より令和6年3月31日(福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設)

○点検結果

- a) 林業振興課所管
福岡県立四王寺県民の森 B
福岡県立夜須高原記念の森 B
福岡県緑化センター B
b) 水産振興課所管
福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設 B

令和2年7月農林水産常任委員会

日時：令和2年7月7日 場所：農林水産委員会室

1. 陳情 飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県の開発許可責任を求める陳情

2. 調査事項

1) 令和元年度農林水産白書について

○農林水産業の主な動き

- a) 県産農林水産物の販売・消費の拡大
「福岡の食」の一体的な販売・消費を促進
ブランド品目の新たな2品目が加わり、15品目に拡大
「福岡の八女茶」ロゴマークを披露
県産農林水産物の輸出額が最高を更新
「はかた地とり」が生鮮肉類で全国初の機能性表示食品として認定
b) 需要に応じた生産力の強化
担い手への農地の集積・集約を促進
AI・IoTシステムの実証で、スマート農林水産業の普及を加速
ノリ種の新たな育成技術を開発
c) 意欲ある担い手の育成・確保
農林漁業の新規就業者は3年連続500人突破
女性農林漁業者の活躍を促進
d) 県民とともに作る農林水産業の推進
「福岡の食で健康メニュー」の活用で、消費を拡大

イノシシ侵入防止柵の設置でCSF(豚熱)の-防疫体制を強化

e) 魅力ある農山漁村づくりの推進

地域資源を活用した中山間地域の活性化を促進
アサリの移植・ウニの駆除で、藻場・干潟を保全

○部門別の動き

a) 農業

米の作況指数は91の「不良」、麦の生産量は過去30年で最多
「秋王」をはじめ県産成品種の栽培は着実に拡大
一番茶(玉露)価格は全国一
「博多和牛」出荷頭数は3,141頭で前年並み

b) 林業

県産木材の生産量は29万9千㎡まで増加
間伐面積は2,819haに拡大

c) 水産業

ノリの生産額は前年比11%増の184億円
カキの養殖生産額は前年並み13.7億円を維持

2) 特定家畜伝染病の防疫対策について

○国内で特定家畜伝染病の発生状況について

豚熱は、平成30年9月岐阜県の養豚場で26年ぶりに発生し、その後、愛知県、長野県、埼玉県など1府9県58例までに拡大し、約16万頭の豚を処分、本年3月の沖縄県を最後に発生

はない。

一方、豚熱に感染したイノシシは、本年4月以降感染地域に隣接する新潟県、京都府、神奈川県、茨城県でも新たに確認され、1府15県が感染確認地域となった。

アフリカ豚熱は、国内では発生はないが、空港や港において中国からの入国者の携帯品としての肉製品から感染力のあるウイルスを確認している。

高病原性鳥インフルエンザは、平成30年1月以降発生していない。

○特定家畜伝染病の発生予防対策について

本県では、養豚場へのウイルス侵入防止を目的にイノシシ侵入防止柵の設置に加え、消毒ゲートや更衣室等の衛生管理設備に対する支援を行っている。

高病原性鳥インフルエンザ対策は、養鶏場への野鳥の侵入を防止するための防鳥ネットの維持管理や消毒の徹底を図っている。

3) 福岡県特定家畜伝染病防疫演習について

開催日 令和2年10月14日
会場 椎田体育館、グラウンド
内容 防疫テントの運営及び発生農場との連携、発生農場の防疫作業

令和2年9月農林水産常任委員会

日時：令和2年9月25日 場所：農林水産委員会室

1. 請願審査・採決

飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県が「森林法」に基づき監督処分をもとめる請願 継続

2. 陳情

飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県の開発許可責任を求める陳情

3. 議案審査

- 1) 第108号議案 令和2年度福岡県一般会計補正予算所管分
2) 第119号議案 専決処分について
3) 第122号議案 農業農村環境整備事業の経費負担について
4) 第123号議案 県営土地改良事業の経費負担について
5) 第124号議案 県営林道開設事業の経費負担について

4. 議案採決 可決

5. 所管事務調査

1) 食育・地産地消の取り組みについて

県民の理解と支持拡大のため、「いただきます!福岡のおいしい幸せ」のスローガンのもと、食育・地産地消の取り組みを展開。

○取組状況

- ・学校給食への県産農林水産物の利用促進
・地産地消フェアの実施
・県産農林水産物を活用した健康メニューの作成
今年度もこれまでの取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により価格の低下などの影響を受けた博多和牛、はかた地鶏等について、国庫事業を活用し導入を支援。
・「食育・地産地消月間」に合わせて、テレビCM等の広報を強化。
(地産地消フェア・観光農園・メインイベント)

2) 森林環境税の活用状況について

国は、令和元年度から市町村及び県に対して森林環境税の譲与を開始し、その用途については、市町村は、「森林整備及びその促進に関する費用」に、県は「森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用」に充てることとされている。

○令和元年度の活用状況

県内市町村に3億6,300万円、県に9,100万円が譲与され、以下の取り組みに活用。

- a) 市町村(森林整備、木材利用の促進、普及啓発)
b) 県(市町村の支援、森林整備を担う人材の育成・確保)

○今後の取り組み

- ・市町村に対し、地域の実情に応じた森林整備の事業モデルを提案し、効果的な活用を推進。
・合同説明会や個別相談会の開催及びアドバイザー派遣を通じ、間伐等の森林整備の進め方などについての指導・助言を継続して実施。

6. 報告事項

1)ふくおかジビエフェアの開催について
県内で捕獲されたイノシシ、シカ肉を、地域の魅力的な資源として「ふくおかジビエ」の名称で県民に広く味わっていただく取り組みをすすめている。

今年度から、県内の獣肉処理加工施設から購入したジビエを年間を通じて提供する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、ジビエの美味しさを伝える料理フェアを開催し、さらに「ふくおかジビエ」の利用を促進する。

○「ふくおかジビエフェア」開催概要
期間 令和2年10月16日～11月15日
参加店 県内各地の認定店 約20店舗
内容 「ふくおかジビエ」を使用した料理を提供
PR方法 ポスター、地元情報誌、特設HP、SNSなど

令和2年12月農林水産常任委員会

日時：令和2年12月1日 場所：農林水産委員会室

1. 所管事務調査

- 1)高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について
○経緯
・11月24日13時40分に当該農場管理者から死亡鶏が増加した旨、中央家畜保健衛生所に通報
・同日、農場立入検査を実施し、簡易検査を実施した結果、16時30分にA型インフルエンザ陽性(10羽中9羽)を確認
・25日中央家畜保健衛生所において遺伝子検査を行った結果、H5亜型と判明し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患者であることを確認
・国の遺伝子解析の結果、国内で流行しているH5N8亜型であることが判明
○発生農場の防疫措置の実施状況
a)農場の概要 宗像市の肉用鶏
b)期間 令和2年11月25日5時50分～28日5時45分
c)内容
・殺処分 農場の全ての鶏を処分
・埋却 鶏、飼料、敷料を埋却
・農場消毒 農場敷地と関係施設を消毒
d)処分数 91,945羽
e)動員者数 約2,600人(自衛隊、農林水産省、

- 宗像市、農協、県職員)
○制限区域について
a)制限区域の設定
・家畜伝染病予防法に基づき移動制限区域等の設定
移動制限区域(発生農場から半径3km以内の区域、家きん等の移動を禁止)
対象1戸 約17,000羽
搬出制限区域(発生農場から3～10km以内の区域、区域外への搬出を禁止)
対象6戸 約124,000羽
b)制限区域の解除
・家畜伝染病予防法に基づき、周辺農場の清浄性を確認するための検査を行い、陰性を確認した上で制限区域を解除する。
○発生状況確認検査
検査項目:臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査 12月
対象農場:移動制限区域(発生農場から3km圏内)全1農場
結果:11月29日 陰性確認
・清浄性確認検査(検査項目、対象農場は、発生状況確認検査と同じ)

- 12月9日～13日 予定
・搬出制限区域(発生農場から3～10km圏内)
解除日時:12月14日 0時予定
・移動制限区域解除
解除日時:12月20日 0時予定
○防疫対策の徹底について
・農場の点検と異常の早期通報の徹底
・緊急消毒の実施
・野鳥の監視
○疫学調査について
・農林水産省及び県から構成される疫学調査チームが、ウイルス侵入経路、要因等を調査。
・11月25日に、発生農場や周辺環境について現地調査を実施し、農林水産省において調査結果を取りまとめ中。
○今後の方向性
・高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫措置の実施、経営の支援
・感染予防対策を強化
・備蓄体制を強化
2. 議案審査
1)第177号議案 令和2年度福岡県一般会計補正予算所管分 可決

日時：令和2年12月14日 場所：議会棟委員会室

1. 請願審査・採決

飯塚市馬敷「金比羅山」の林地開発に関し、福岡県が「森林法」に基づき監督処分を求める請願継続審査

2. 議案審査

- 1)第154号議案 令和2年度福岡県一般会計補正予算(第7号)所管分
2)第159号議案 福岡県農林水産関係手数料条例及び大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3)第163号議案 工事請負契約の締結について

3. 議案採決

可決

4. 所管事務調査

- 1)新規就業者の確保・育成の取り組みについて
○新規就業者の現状
農林水産業の新規就業者数は、年々増加し、令和元年度は505人。
自営による新規就業者は、農業と漁業で231人(46%)、内農家・漁家以外の出身である新規参入者は134人。
新規就業者のうち法人等への就業による雇用就業者が274人(54%)と年々増加。
○これまでの取り組み
a)確保対策
就業から生活関連の相談まで一体的に受け付ける農林漁業の相談窓口を30市町村で設置。これまで農業で実施してきたマッチングセンターの取り組みを、昨年度から「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」に拡充し、取り組みを実施。
広域地域振興課と連携し、首都圏在住で県内の新規就業を希望する方を対象に、オンラインによる相談会を開催(12月)
漁業に携わる人材を確保するため、福岡県立水産高校の生徒を対象に漁業ガイダンスを開催。(12月)
b)育成対策
農業 「農業次世代人材投資資金」を活用し、就業前後の所得確保を支援。
本年度から、市町村に新規就農アドバイザーを派遣し、新規就業者が持つ悩みや課題に対し、関係機関と連携して解決策を提案。
普及指導センターが、営農等の基礎を学ぶ講座を実施。
農業経営を学びたい農家に対して「ふくおか農

業経営アカデミー(経営確立コース)」を実施。
林業) 就業後、雇用先の森林組合等において現場作業に必要な技術を学ぶ3年間のOJT研修を支援。
就業後5年以上、就業後10年以上の方を対象に、現場の管理・指導を行うために必要な知識や技術を学ぶキャリアアップ研修を支援。
漁業) カキの養殖技術の習得や衛生管理を学ぶための個別研修会を実施。
「新規漁業就業者総合支援事業」を活用し、新規就業者に対する漁業現場での長期研修(最長3年間)の実施を支援。
c)今後の取り組み
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、農林漁業の団体が出席する就業セミナー・相談会の開催等により、新規就業者の確保・育成に取り組む。
セミナー・相談会の開催
・ふくおか農林漁業新規就業セミナー
・就業相談会・森林の仕事ガイダンス

- 2)ICTを活用した筑前海での海況予測について
○趣旨 漁業者は永年の経験や勘で漁場や操業のタイミングを決めているが、コスト低減や若手漁業者への技術継承が課題。
このため、ICT技術を活用し、科学的データを元にした効率的な操業への転換を目指すことが必要。県では全国に先駆け、国や九州大学等と連携し、筑前海の水温や潮流の予測情報を漁業者のタブレット端末に配信する「海況予測システム」を平成30年度に開発。
このシステムの制度向上を図るため、より多くの観測データを収集し、解析する取り組みを開始。
○これまでの取り組み 小型計測機器を搭載した県調査船や漁船で、水温や潮流などのデータを収集し、解析したデータを基に3日先までの水温や潮流を予測し、漁業者のタブレット端末に配信し、配信された予測情報と目的とする魚が好む水温や潮流の知見と照らし合わせて操業する漁場を判断。
システムを使用する漁業者からは、「漁場を探す時間が短縮され、燃油の使用量や労働時間が少なくなる効果が出ている」、「システムを使えば親の判断に頼らず、漁場がわかるようになってきた」との声が上がっている。
○今後の取り組み 予測情報と実際の操業状況とを比較・検証し、活用方法について指導・助言を実施。さらに予測精度を高める。

5. 報告事項

- 1)種苗法の一部を改正する法律について
○背景 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出されるなど、我が国の農林水産業の発展に支障をきたす事態が生じている。
国は、このような状況を踏まえ、品種登録された優良品種の海外流出防止等の措置など、種苗法の見直しを行った。
○改正の主な概要
a)利用条件の設定(令和3年4月1日施行)
品種登録時に輸出先国や栽培地域等の利用条件を付して、海外持ち出しや指定地域外での栽培等、利用条件に反した行為を制限できる。
(現行法)種苗を販売した時点で育成者権が無くなり、購入者が(種苗業者、生産者等)が購入した種苗を海外に持ち出しても種苗法違反とならない。
(改正法)品種登録時に利用条件として、購入者がその利用条件に反した種苗の持ち出しを行った場合、種苗法違反となる。
b)登録品種の自家増殖の見直し
(令和4年4月1日施行)
生産者が登録品種の収穫物の一部を翌年度の生産に種苗として用いる自家増殖については、育成者権者の許諾が必要となる。
一般品種の自家増殖については、法改正後も育成者権者の許諾は不要である。
○今後の対応 農林水産省主催の「改正種苗法に係る説明会」(12月18日)等を通じて、詳細な情報を収集し、新たな制度への適切な対応と関係機関及び生産者への周知を図る。
(参考)「あまおう」などの県育成の登録品種の自家増殖は、現在も県と許諾先(JA全農ふくれん等)との許諾契約で認めており、種苗法改正後の手続き等も現在と変わらない。
一般品種の自家増殖は、現行法でも制限はないが、改正後も変わりはない。

質問 桐明

- 1)今回の種苗法改正には、農業新聞等で反対の声が聞かれるが、どのような点が問題視されているのかお聞きします。
答弁
生産者による自家増殖を「許諾制」とする意味についての説明が不十分だったために、自家増殖ができなくなる、許諾権が上がる等、農家の経営を圧迫することにつながるとの意見がありました。

さらに、育成者権が及ばない在来種を含めた一般品種の自家増殖にまで許諾が必要になり、許諾料が請求されてしまうという誤解が広がったことも反対の声が大きくなった原因であります。

このような反対意見はすべて誤った認識に基づくものであり、許諾が必要になるのは品種登録された登録品種であり、本県育成の登録品種の自家増殖は、改正後もこれまでと何ら変わることはありません。

2)「あまおう」のように許諾で自家増殖を認めている登録品種について、県が種苗を供給する意義は何なのかお聞きします。

答弁

「あまおう」の例で言うと、過去に炭そ病の病害等で苗が不足したことがあり、100%自家増殖では、このような事態への対応が困難となります。

また、米麦種子などは、自家増殖により品質の変化や病害等への抵抗性が低下することがあり、県では、農産物の安定生産が図れるよう、安定して健全な種苗を提供するために行っております。

3)今回の種苗法改正により、海外での違法栽培を抑制できるのかお聞きします。

答弁

今回の法改正は、違法栽培の前の段階の種苗の海外流出を止めることで、海外での違法栽培の防止につ

なげるものであり、海外での違法栽培を抑制できると考えます。なお、海外での違法栽培自体を止めるには、当該国での品種登録が必要となります。

4)県育成の登録品種について、海外での品種登録状況をお聞きします。

答弁

日本に近く、気候が似ている等、海外流出の危険性が高い中国、韓国において品種登録を進めております。本県を代表するブランド品目である「あまおう」については、既に品種登録を済ませており、現在、カキ「秋王」やキウイ「甘うい」、ミカン「早味かん」、ナシ「玉水」についても品種登録手続きを行っております。

農林水産委員会 管外視察報告 (宮城県、岩手県)

令和2年10月27日~29日

1.生産基盤の整備(超省力・低コスト生産による稲作経営)について

有アグリードなるせ
(代表 尾形和利 宮城県東松島市野蒜字神吉)

○概要 地域農業の受け皿となる法人を14名の農家で平成18年2月に設立。

東日本大震災後は、離農者の農地を引き受け経営面積は約100ha。

経営の安定や雇用の創出のため、水稲、麦、大豆、ジャガイモ、キャベツ等により、周年就労体系を確立。加えて自社生産の農産物により、米粉、納豆、地ビール、バームクーヘン等を自社で生産・販売している。

令和元年度から国の「スマート農業関連実証事業」を活用し、スマート農業機械等を利用し、コスト低減と単収・品質の向上を図り、輸出米に対応した「超低コスト米」生産の実証に取り組んでいる。



従業員数 約250名
敷地面積 約3,000ha

○経営内容

1)農場経営

○畜産部

飼養牛頭数約2,350頭(搾乳牛840頭、育成牛530頭、肥育牛980頭)

生乳生産量 年間8,000t、搾乳牛1頭平均乳量30.3kg/日

飼料生産 乾牧草年間3,400t、サイレージ年間9,500t

○乳加工販売部 低温殺菌牛乳、のむヨーグルト、ソフトクリーム、アイスクリームなど生乳処理能力年間約300t

○その他 排卵鶏の飼養(500万羽)、たまごの生産、山林1,929ha

2)観光事業

○農場観光エリア「まきば園」(約40ha)には、年間約70万人が来園

○バターづくり、羊飼いのショー、乗馬等の体験ができる

3)レストラン・直営ショップ事業

○園内レストランでの農場産物を提供

○小岩井農場エキキュート(東京駅)で農場直送の牛乳、ソフトクリーム等を販売



沿革として、1917年に個人経営で飛行機研究所を設立し、1941年には中島飛行機(株)三鷹研究所として、航空機機体並びに発動機の試作研究所を開始。

1945年には、国営に移管、第一軍需工廠第21製造廠となり、ハヤブサ、ハヤテ等を製造する技術があった。戦後12社に解体(SUBARU、富士機械、マキタ等)され、1980年に商号を変更し、イワフジ工業(株)会社となっている。開発・設計・材料の加工・組立・メンテナンスまでトータルに行う会社である。

日本全国を網羅する販売・サービス網を有し、1949年に開発した集材機に始まり、今では高性能林業機械などの大型機械を開発・製造・販売し、圧倒的なシェアを築いている。今年度は、国の「林業イノベーション推進総合対策」の補助事業者に決定し、架線集材の自動化(先端的な林業機械等の開発・改良事業:ICT等先端技術の活用)に取り組む。

- ・フェラーパンチャ(伐倒・集積)
- ・ハーベスタ(伐倒・枝払い・玉切り・集積)
- ・プロセッサ(枝払い・玉切り)

2.生産組織の育成強化(新規就農者の確保及び育成)について

(株)エーデルワイン
(代表 藤館昌弘 岩手県花巻市大迫町)

○概要 昭和49年7月設立、ワイン製造・販売。

従業員 26名。

資本金1億4,100万円。(花巻市50.3%、全農岩手県本部、花巻農協、岩手中央農協)

基本理念として、「より良いワインづくりを通じて、地域と社会の繁栄と豊かな生活文化に貢献する」を掲げ、岩手県産のブドウを原料とすることにこだわり、生産者とともに歩む個性あるワインづくりを行っている。

40戸の醸造用ブドウ農家は、定期的に栽培指導会を開催し、安心・安定で良質なブドウ栽培に努めると共に、エーデルワインと市、農協が一体となって新規就農を希望する方々の相談窓口を設置し、就農者の確保に取り組んでいる。

4.農林水産業へのIT導入(スマート林業を実現する高性能林業機械の開発・生産)について

イワフジ工業株式会社
(代表取締役社長 川崎智資)

1)概要

所在地 岩手県奥州市

会社設立 1950年(昭和25年)8月1日

業態 林業機械の総合メーカー

従業員 268名

売上高 83億8,200万円

2)特徴



3.食と農林水産業に係る啓発(畜産・林産資源を活用した農場観光)について

小岩井農牧(株)

○概要 1891年創業の日本最大の民間総合農場。酪農、乳製品の製造・販売。

2,000haの山林事業、首都圏や復興記念公園他での環境緑化事業、生産的営みや牧歌的風景を活かした憩いの場を提供する観光事業を展開。「環境保全、持続型・循環型」の事業運営をめざし、農産物・製品・サービスを提供。

商号 小岩井農牧株式会社(本社 東京)

操業 明治24年(1891年)

資本金 2億5千6百万円

農林水産委員会 管内視察報告 (飯塚農林事務所)

日時: 令和2年6月2日

1. 飯塚農林事務所

○概要説明

市町村数は、5市9町1村で、直轄・嘉飯・田川の3地域に分かれる。

総面積は、98,457haで県全体の19.7%。

耕地面積は、11,910ha(県全体の14.8%)

森林面積は、53,450ha(県全体の23.8%)

農家数は、7,986戸(県全体の15.2%)

林業経営体数は、274戸(県全体の14.9%)

○課題と方向性

a) 農業

筑豊地区は、古くから良質米の産地として知られ水田農業を主体に、イチゴ、ブロッコリー、小松菜、ブドウ、なしをはじめ様々な農産物を生産。

畜産では、肉と牛、豚、排卵鶏の生産が盛ん。

福岡・北九州市圏に隣接した立地から、新鮮で安全・安心な農産物を提供する農産物直売所が多く存在。

・水田農業は、担い手の確保、農地の集積、麦・大豆等の生産拡大による経営の安定が必要。

人・農地プランの実質化等により担い手を明確化し、農地中間管理事業を活用した農地集積を推進。

麦の作付面積の拡大、大豆の収量向上、園芸品目

の導入などにより経営力を強化。

- ・園芸農業は、イチゴ、小松菜、トルコギキョウなどの収益性の高い品目を主体に生産を振興し産地を維持・拡大。
- ・畜産は、生産性の向上やブランド力の強化が必要であり、安定した畜産経営を推進。
- ・農産物直売所やインショップでは、安全・安心な農産物の生産や集荷体制の確立、魅力ある商品づくりを推進。
- ・有害鳥獣対策では、集落ぐるみで取り組む捕獲や侵入防護柵の設置、獣肉の利活用促進など各種対策を総合的に実施。

- ・農業水利施設の老朽化対策は、国庫補助事業及び県単独事業を活用し、計画的に推進。
 - ・複合経営の推進のため、麦・大豆及び高収益作物等の導入を可能にするほ場整備は、区画の拡大や暗渠排水の施工によるほ場の乾田化を推進。
- b) 林業
- 管内の森林率は54%で県全体より9ポイント高く、森林資源を有効に活用していく事が必要。
 - ・主伐の推進・世代サイクルの回復
 - ・地域材利用の拡大
 - ・森林経営管理制度の円滑な推進
 - ・森林経営計画による施策集約化
 - ・災害に強い森林づくり

市町村の要望事項

1. 飯塚市
 - 水田農業担い手機械等導入支援事業の予算枠の確保拡大について
 - 林地開発事業にかかる継続的な事業者への指導監督の徹底と積極的な情報提供ならびに共有について
2. 田川市
 - 活力ある高収益型園芸産地育成事業の事務手続きについて
3. 嘉麻市
 - 老朽化した農業用施設について

4. 小竹町
 - 多面的機能支払交付金事業、資源向上支払交付金について
5. 桂川町
 - 有害鳥獣被害防止対策について
6. 添田町
 - 農地基盤整備について
 - ため池等整備事業の継続的実施と予算の確保について
 - 森林整備を担う人材育成・担い手の確保について

管内視察

1. 福岡県北部家畜保健衛生所
 - 1) 概要
 - 組織 ○管理衛生課(技術職員5名、事務職員1名) 家畜衛生技術指導、家畜疾病対策事業、獣医事・薬事・家畜改良増殖、庶務事務
 - 防疫課(技術職員5名) 家畜伝染病予防事業、自衛防疫強化対策事業
 - 検査課(技術職員4名) 病性鑑定・衛生検査、調査・試験
 - 2) 重点事項・対策
 - ・近隣諸国では、ASF(アフリカ豚熱)、CSF(豚熱)、口蹄疫、膠原病性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染

病の発生が継続しており、平成30年9月、国内で26年ぶりにCSFが発生した。CSFは、野生動物(イノシシ)での感染が確認されており、ウイルスのコントロールが困難な状況となっている。

- ・消費者に安全な福岡県産の畜産物を安定供給するために、
 - 1) 飼養衛生管理基準順守徹底により、特定家畜伝染病の発生を予防する。
 - 2) まん延防止のため、迅速かつ確かな初期防疫体制を防疫演習等で確立する。
 - 3) 動物用医薬品(抗生物質等)適正使用を監視し、慢性疾病対策を図る。



農林水産委員会 管内視察報告 (筑後農林事務所)

日時：令和2年8月24日

1. 筑後農林事務所
 - 概要説明
 - 管内は、6市2町
 - 耕地面積 20,840haで県全体の25.6%
 - 森林面積 36,712haで県全体の16.4%
 - 農家数 12,208戸で県全体の23.2%
 - 林業経営体数 495戸で県全体の27.0%
 - 農業の概要
 - 筑後農林管内の農業産出額 619億円、内訳は野菜が最も多く242億円
 - 麦類、大豆は県内の約4割を占めるほか、野菜、果樹でも高いシェアを持つ作物も多い。
 - (セロリ、キウイフルーツ、茶、い草は9割、なす、みかんも8割を超える。
 - 林業の概要
 - 森林面積の71%が人工林で県全体(65%)に比べて高い。
 - 人工林のうちスギが73%(県全体52%)
 - 利用期に達している41年生以上のスギ、ヒノキの人工林は80%。
 - たけのご生産量は、令和元年度4,698tで県全体の83%。
 - 課題と方向性
 - a) 農業
 - ・水田農業では、経営体質強化による経営の安定・強化が必要。
 - 高性能機械の導入によるスマート農業の推進でコストの低減や収量・品質の向上を進めると共に、園芸品目導入での複合経営への取り組みによる経営安定を図る。
 - ・園芸・特産では、新規就農者の育成を図るとともに、雇用導入による規模拡大や生産コスト削減などを通じた担い手の経営力強化による園芸産地の維持・強化が必要。
 - 所得向上のためのブランド化の推進、品質向上のための優良品種への転換など、国際化にも対応した競争力のある産地育成に取り組む。
 - ・畜産では、生産コストの低減や収益性の高い畜産経営の確立が必要省力化機械の整備や暑熱対策の徹底、ブランド畜産物の生産拡大等による畜産経営の安定を図る。
 - ・中山間地域では、地域の基幹産業である農業生産の維持が必要。
 - 侵入防止柵の設置と捕獲活動により、鳥獣被害の軽減を図るとともに、中山間地域等直接支払制度を活用しての営農活動を継続。また、サポーター制度や直売所を拠点とした都市住民との交流などを通して地域の活性化を支援する。
 - ・ため池や農業用排水路等、農業水利施設の機能維持・保全が必要。
 - 老朽化しているため池や農業用排水路の整備をすすめるとともに、既設の排水機場等の長寿命化対策により、災害防止機能を強化。
 - b) 林業
 - ・効率的な森林施業により、森林所有者の所得向

上を図り、持続的な林業経営を確立させる。森林組合等への経営委託を促進し、集約化を図ると共に、路網の整備や高性能林業機械等の導入により、生産コストの低減を促進。

- ・伐採等の専門的な技術を有した人材育成・確保が必要。
- 緑の雇用事業等を活用した現場技術者の育成や異業種からの参入の促進など、林業就業者の育成・確保に向けた取り組みを促進。
- ・特用林産では、消費拡大や生産コストの低減が必要。
- 各種イベントでの消費拡大と作業の効率化に向けた機械導入等を支援。
- ・近年の記録的な集中豪雨による森林の荒廃防止のための森林整備や治山施設の整備が必要。
- 福岡県森林環境税事業等を活用した間伐などの森林整備や計画的な治山施設等の整備により、防災・減災対策を強化。

市町要望事項

1. 大牟田市
 - カドミウム汚染農地の解消について
 - ほ場整備事業の予算確保について
 - 有明海再生特別措置法に基づく有明海対策事業の継続について
 - アサリ等漁業育成のための施策推進について
2. 柳川市
 - 筑後川及び矢部川流域並びに諏訪川をはじめとする中小河川からのごみ流出抑止について
 - 多面的機能支払交付金事業について
 - 気象変動に対応したノリ養殖技術の開発について
 - 筑後川水系、矢部川水系等の水資源管理に伴う水産業への配慮について
3. 八女市
 - 管理竹林及び放置竹林に対する支援強化について
 - 活力ある高収益型園芸産地育成事業について
4. 筑後市
 - 農村環境整備事業(県単独事業)の予算確保について(八女市、広川町)
 - 水田農業担い手機械導入支援事業について
 - 外来生物法により特定外来生物に指定されているブラジルチドメグサ等への対策について
5. 大川市
 - 浚渫土リサイクル推進への支援について
 - 農業用水の安定的な確保について
 - 農業用廃プラスチックの回収処理について
 - 漁業用燃油の高騰対策について
6. みやま市
 - 有害鳥獣による被害防止対策の強化について
 - 経営所得安定対策について
 - ノリの輸入割当枠の堅持について
 - 漁港の航路・泊地における堆積土の処理について
7. 大木町
 - 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の

- 変更について
- 8. 広川町
 - 農村地域防災減災事業の推進について

管内視察

1. JA福岡大城アスパラガス集出荷施設
 - (集出荷施設の拡充で県内第1位のアスパラガス産地へ)
 - 1) 施設概要
 - 経緯・生産状況
 - アスパラガスは、水田地帯の土壌に生育が適しており、軽量の作物で女性や高齢者でも栽培可能な作物。平成10年福岡県の推奨作物となり、平成11年より生産に取り組み、平成12年にJA大城アスパラガス部会が発足(部会員24名から現在102名)。収益性の高い作物として新規就農者による作付増加や規模拡大により、県内第1位の産地となる。
 - 集出荷施設の拡充により、栽培管理への集中が図られ、収益も向上。
 - 販売量・販売額
 - 販売量 年間713tで県内の約4割
 - 販売額 約7億6千万円
 - 販売先
 - 近郊市場への出荷を中心に、関東・関西方面へも出荷。
 - 2) 集出荷施設整備状況
 - 高速選別機4台、自動計量・結束機8台、予冷施設(82.56㎡)
 - 3) 活用事業
 - 平成14年から29年 活力ある高収益型園芸産地育成事業(事業費1億5千万円余)
 - 平成15年度輸入急増農産物対応特別対策事業(国庫事業費4,830万円)
 - 2. 農業組合法人 秋香園
 - (ぶなしめじの生産と海外輸出への取り組み)
 - 1) 概要
 - 沿革 設立 平成5年3名で農事組合法人 秋香園設立
 - 理事長 山口茂徳
 - 雇用 90名(パート含む)
 - 生産開始 平成7年 ぶなしめじの生産開始
 - 販路拡大 平成23年に海外(香港)輸出に着手
 - 工程管理 平成27年にJGAP認証取得





○生産施設概要
ぶなしめじ生産施設 6,580㎡
しいたけ、きくらげ菌床生産施設 6,053㎡
○生産量・総売上高
ぶなしめじ 1,493t しいたけ・きくらげ菌床

9万1千個
売上高 約6億7千万円
○販売先
6割 JA出荷 4割 商社・スーパー、飲食店等へ直販
関東の飲食店等へも取引。
2)輸出への取り組み
販路拡大のため、パッケージ化した「秋香園ほぐしぶなしめじ」として香港とシンガポールへ輸出香港で新たなパッケージ化を行い、地元スーパーへの販路拡大。
マレーシア等の周辺国での新たな輸出先を開拓し、輸出額の増加を目指す。
3)活用事業
平成6年 先端的農業生産総合推進対策事業(事業費2億9,590万円余)
平成22年 森林・林業・木材産業づくり交付金



(事業費11億5,326万円余)
令和元年度 製材生産性強化等対策事業(事業費5,217万円余)

自民党県議団農政懇話会

6月議会報告(令和2年6月17日)

- 1. 鳥獣被害対策とジビエの利用促進について
○農林水産物被害状況
30年度は、7億7千8百万円、全体の7割をイノシシ、シカ、カラスの3鳥獣種が占めている。
○被害対策の取り組み
集落や農地への侵入防止対策、有害鳥獣の捕獲対策及び獣肉有効活用対策を総合的に実施
・関係機関との連携(福岡県鳥獣被害対策協議会、鳥獣被害対策広域協議会)
・対策の主な内容
a)侵入防止対策(侵入防止策の整備の経費を助成)
b)捕獲対策
・緊急捕獲活動の支援(捕獲機材の導入経費を助成、捕獲活動経費を助成)
・有害鳥獣捕獲者の人材育成
・狩猟免許取得の支援
・広域捕獲の推進
c)獣肉有効活用対策
・獣肉処理加工施設の整備(公設処理加工施設6施設)
・処理施設の連携による流通体制の構築(施設間のジビエ相互融通等の取組)支援
・獣肉品質の確保
・ジビエフェア、料理講習会の開催
○今年度の重点的な取組
・獣肉処理加工施設への新たな供給体制の構築(捕獲現場での止めさしから処理加工までの運搬を民間事業者が担う供給体制の実証)
・ふくおかジビエの魅力発信(「ふくおかジビエの店」の認定とジビエ料理フェア等の開催)

9月議会報告(令和2年9月24日)

- 議題(下記の各種団体からの要望)
JA福岡中央会 代表理事会長 乗富幸雄
JA福岡信連 代表理事理事長 平田徳光
JA全農ふくれん 県本部長 大坪康志
JA共済連福岡 県本部長 吉武信一
福岡県森連 代表理事会長 横田進太
福岡県漁連 代表理事会長 佐藤政俊
福岡有明海漁連 代表理事会長 西田晴征

12月議会報告(令和2年12月11日)

- 1. 高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について
○概要
a)分類について
・A型インフルエンザウイルスによる鳥類のインフルエンザ
・H1~16、N1~9の血清型の組み合わせで細分
・鶏に接種して75%以上の致死率を示すウイルス、あるいは、H5又はH7亜型ウイルスは遺伝子解析結果により、高病原性と判定
b)症状等について
・高病原性鳥インフルエンザの対象は、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
・とさかや頭部、顔面、頸部、脚に浮腫や出血、チアノーゼが見られるが、明らかな病変がないまま死亡する場合もある。
・ワクチンはあるが、症状を抑えるのみで感染を完全に防御できず、野外感染との区別が出来ないため、発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、農場すべての鶏を処分
○発生状況
a)国内の発生状況
・平成16年1月に国内で79年ぶりに山口県で発生し、その後、平成18年以降数年毎に発生
・本年11月5日に、2年10か月ぶりに香川県三豊市で発生し、福岡県、宮崎県、大分県等8県21事例で発生し、約250万羽を処分
・ウイルスはいずれもH5N8亜型のウイルスと判明
・野鳥についても、北海道、鹿児島県、等1道4県の死亡や超や糞便等からH5N8亜型のウイルスを分離
b)海外の発生状況
・韓国では、本年11月、12月に各1農場でH5N8亜型が発生
・ヨーロッパでも、オランダ、ドイツ等、9か国で25事例発生
○本県での発生事例(宗像市の肉養鶏)
a)経緯 11月24日
13時40分
農場から県家畜保健衛生所に通報
13時40分
県が簡易検査を実施し、陽性を確認

- 25日 県の遺伝子検査の結果、H5亜型と判明
26日 国の遺伝子検査の結果、高病原性・H5N8亜型と判明
b)防疫措置の実施状況
令和2年11月25日5時50分~28日5時45分
内容 農場全ての鶏を殺処分、鶏、資料、敷材を埋設、農場敷地と施設を消毒
処分数 91,945羽
動員数 約2,600人
(自衛隊、農林水産省、宗像市、農協、県)
c)制限区域について
○設定 家畜伝染病予防法に基づき移動及び搬出制限区域を設定
移動制限区域(発生農場から半径3km以内)
家きん等の移動禁止
搬出制限区域(発生農場から半径3~10km以内)
区域外への家きん等の搬出禁止
○解除 家畜伝染病予防法に基づき、疑似患畜確認後、直ちに移動制限区域内の養鶏農場1戸を対象に、発生状況確認検査を実施し、11月29日に陰性を確認
発生農場の防疫措置完了から10日を経過した12月9日から、清浄性確認検査を実施しており、この結果が陰性であれば国と協議し搬出制限区域を解除
12月14日0時 搬出制限区域 解除予定
12月20日0時 移動制限区域 解除予定
d)疫学調査について
調査チームが、11月25日に発生要因等について現地調査を実施。
○県内での対策について
a)養鶏農場への経営支援対策
発生農場に対し、処分した鶏、飼料等の汚物品目に対する手当金を交付(全額国)
周辺農場には、移動制限による売り上げの減少額や飼料代等のかかり増し経費に対する手当金の交付(国1/2、県1/2)
b)県内養鶏農場の発生予防対策
県が県内全ての養鶏農場に消毒命令(令和2年11月28日~25日)
養鶏農家が実施する防諜ネット等の整備、鶏舎周辺の雑木伐採を支援
c)防疫措置に使用する資材の備蓄を強化

過疎地域活性化対策福岡県議員連盟要望活動報告



福岡県内60市町村の内、八女市を含めた21市町村が過疎地域の指定を受けています。
令和2年度は、下記の様な主な事業に対し、八女市に36億5千7百万円余の予算が過疎対策事業として内示されております。
主な事業
○1次内示分(23億4千4百万円余)
浄化槽設置整備補助事業、公共下水道事業、北山保育所改修事業、八女中部衛生施設改修事業負担金、デマンド交通運行事業、FM放送局運営事業、路線バス通学定期補助事業等
○2次内示分(12億1千3百万円余)
市道吉田岩崎蒲原線道路改良工事、北山保育所改修



事業、八女中部衛生施設改修事業負担金、南中学校プール改修事業、いきいき行政区運営交付金事業等今年度は、現過疎対策法の最終年度であり、新過疎対策法の制定にあたり積極的に要望活動を行ってきたところであり、近日中には自民党過疎対策特別委員会において大綱案が取りまとめられる見込みであります。



報告事項

1. 自民党過疎対策特別委員会、総務省及び本県国会議員に対する要望活動について
日時: 令和2年10月20日
親過疎対策法の制定に対する要望においては、特に下記の2点を強く要望致しました。
1) 「みなし過疎」、「一部過疎」の制度を維持し、現在の指定地域を縮小しない事。
2) 仮に指定区域から外れる市町村が生じた場合でも、経過措置による万全な対策を講じる事。
これに対し、過疎対策特別委員会 谷公一委員長からは、「一部過疎は残した方が良いが、みなし過疎は、本来非過疎の地域に投資が集中しており制度の存在自体に否定的な声があること」、過疎対策特別委員会 山口俊一顧問からは、「人口要件の基準は、昭和50年でまとめた。一部過疎は残す方向だが、新たに基準を設けること。みなし過疎の新規は認めないが、現在のみなし過疎団体の継続を議論中。過疎債の適用範囲を拡大(除去費、水道事業費等)を検討している」、武田総務大臣からは、「過疎対策の制度をなくすと地方財政が成立しなくなるので、しっかりと対処する」等の発言をいただきました。
2. 新たな過疎対策法の制定に向けた動きについて
自民党過疎対策特別委員会は、12月11日に、新法の骨格をなす「今後の過疎対策の施策大綱案」を取りまとめております。今後、当大綱案をもって各党に全党共同



一本化のための協力要請をすると共に、来年2月には、同特別委員会で「施策大綱」、「新法の法案要綱」が了承されるものと思われれます。

○大綱案の概要

- a) 新法は、現行法と同様10年間の令和13年3月までの時限法となっております。
 - b) 過疎地域の指定要件については、これまでと同様、「人口要件」と「財政力要件」とされています。
 - c) 長期の人口要件は、基準年をこれまでの昭和35年から、昭和50年に見直されます。
 - d) 財政力要件は、全市町村平均(0.51)以下となっております。
 - e) なお、令和2年及び令和7年の国勢調査の結果が公表された場合は、過疎地域を追加することになっております。
- 基準の見直しに伴う激変緩和措置
・現行法に基づく過疎地域については、基準年を現行法の昭和35年とする要件を併用することとされております。ただし、激変緩和措置については、令和2年及び令和7年の国勢調査の結果を踏まえた追加は認めません。

○平成の合併による市町村合併の特例扱いについて



・「一部過疎」については、合併前の旧市町村単位で人口要件を満たし、かつ、現在の市町村が財政力要件を満たす場合、当該旧市町村の区域を過疎地域とする。なお、一部過疎の財政力要件は、全市町村の財政力指数の平均(0.51)以下でなく、全市平均(0.64)以下となっております。

○「みなし過疎」については、設けない事を基本としていますが、現行法に基づく「みなし過疎」の市町村に限って、規模要件、人口要件及び財政力要件のすべてを満たすものは、引き続き「みなし過疎」とします。

○卒業団体に関する経過措置

・新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、経過措置を1年延長し6年間、さらに、財政力が低い団体については、7年間とされています。

○本県の過疎地域の見込み

- ・卒業見込み団体 大年田市
- ・新規見込み団体(新規一部過疎団体 柳川市の旧大和町、うきは市の旧浮羽町)
(一部過疎団体の区分追加 飯塚市の旧額田町、朝倉市の旧朝倉市)



福岡県私学振興議員連盟と私学7団体との要望懇談会

日時: 令和2年12月14日 会場: 福岡ガーデンパレス

要望

1. 福岡県私学協会 会長 八尋太郎
 - 1) 私立高等学校等に対する助成措置の拡充・強化について
 - 2) 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助制度の見直し及び拡充・強化について
 - 3) 新型コロナウイルス感染症への対応など私立高等学校等の取り組みに係る助成措置の継続及び拡充・強化について
2. 福岡県私立中学高等学校保護者会連合会 会長 合屋仲好
 - 1) 私立小・中・高等学校に対する財政支援の拡充・強化について
3. 一般社団法人福岡県私学教育振興会 理事長 権堂義人
 - 1) 本県の私学がより質の高い教育を実施できるよう、事業の充実に努力してまいりますので、事業の運営

につきまして引き続きご支援をお願いします。

○事業概要

教育支援事業(不登校等問題に対する教育支援事業、国際理解教育推進事業)
融資事業、退職資金事業

4. 一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会

会長 尾上正史

福岡県私立幼稚園PTA連合会

会長 脇田真澄

- 1) 私立幼稚園経常費補助金の増額について
- 2) 幼児教育無償化の円滑な実施並びにそれに伴う教育の質の向上のための支援について
- 3) 「子ども・子育て支援新制度」に関する私立幼稚園への支援について
- 4) 「福岡県私立幼稚園振興大会」宣言の実現に向けた支援について

5. 一般社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金社団

理事長 遠山和良

- 1) 私立幼稚園等に勤務する教職員のための退職資金に対する県補助金のご理解とご支援について

6. 一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会

会長 岩本仁

- 1) 新型コロナウイルスの感染防止に対する継続的な支援のお願い
 - 2) 設備費補助金増額のお願い
 - 3) 専修学校各種学校に対する全国並み県費助成の実現
- 文部科学大臣により「職業実践専門課程」の認定を受けた専門学校への助成増額のお願い
○高等専修学校における経常費助成増額のお願い
4) 高等学校新卒者受け入れに関して、福岡県立の公共職業能力開発施設との役割分担徹底のお願い

福岡県ワンヘルス推進基本条例の制定について

福岡県議会は、12月議会において、自民党県議団をはじめとする主要4会派により議案を提出し、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定いたしました。「ワンヘルス」とは、「人と動物の健康及び環境の健全性は、ひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう」とされております。中東呼吸器症候群(MERS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、そして新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の人獣共通感染症は、人の感染症の中で約6割を占め、人がまだ免疫を保有せず、治療法が確立していないものも少なくありません。また、新興感染症の多くは人獣共通感染症であり、特に爆発的に伝播し、大流行となって人に

甚大な危害を及ぼしてきました。こうした人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発等、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、気候変動の一因になって生態系の崩壊が進み、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接したことから動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも伝播するようになったものとされています。そこで、世界獣医師会が発した「ベルリン宣言」(1993年)が端緒となり、2012年には、世界獣医師会と世界医師会がワンヘルスの理念に基づき連携する旨の覚書が締結され、ワンヘルスの取り組みは世界に広がっています。2016年に本県北九州市で開催された世界獣医師会と世

界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択・公表されたところであり、今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっており、本県は、「福岡宣言」の地として先頭に立ってこれを進めることが求められています。よってここに、ワンヘルスの実践の仕組みを構築し、県民及び県民が愛護する動物の命と健康並びに環境の健全性を一体のものとして守り、その活動を次世代に継承していくため、この条例を制定するものであります。

県政報告・現地視察



2020年7月7日 山内星野川護岸崩壊



2020年7月13日 七月豪雨災害状況報告(古賀誠元幹事長、藤丸敏代議員、桐明県議 八女市役所にて)



2020年7月8日 立花町上辺春県道白木上辺春線崩土



2020年7月9日 星野村広川原熊渡川南山林崩壊



2020年7月25日 忠見突風によるハウス倒壊

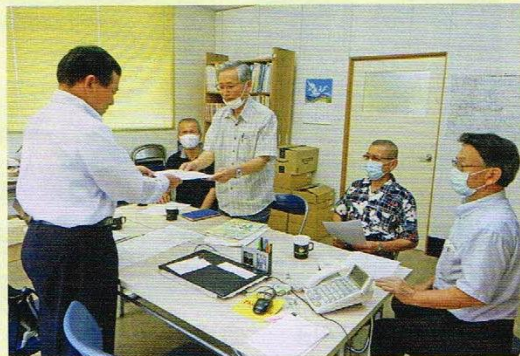


2020年11月17日 広川町高間長延川護岸崩壊

地域のみなさんとともに



2020年5月27日 福岡県椎茸品評会他受賞者のみなさんと(JA上陽集荷場)



2020年7月29日 国道442号県道唐尾広川線鵜池交差点改良要望(鵜池江上区長、龍ヶ原満田区長他)



2020年7月31日 七月豪雨災害復旧要望(立花町松尾区のみなさん)



2020年8月7日 道の駅たちばな食のスペース竣工式



2020年10月3日 黒木町大淵地区要望(区長会)



2020年10月15日 県茶連絵画コンクールの審査



2020年11月15日 (規模縮小された)鰐ハヤマメまつり会場にて



2020年11月29日 八女市第七分団防災訓練(柳島公民館前広場)



2020年12月10日 八女市まちのことを考えよう学級等三団体のみなさんによる県庁視察及び県議会傍聴(小川洋知事と)